

令和8年第1回山北町議会定例会の経過（3月5日）

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1に入る前に、町長から令和8年度の施政方針並びに当初予算についての概要を述べさせてほしいとの申出がありましたので、これを許可します。

町長、施政方針の演説をどうぞ。

町 長 それでは、令和8年度の施政方針並びに当初予算について説明させていただきます。

本日、令和8年度の予算案をはじめとする各議案の御審議をお願いするに当たり、町政運営に向けての私の所信の一端と、主要な施策の概要について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、我が国の経済状況は、依然として原材料の高騰や円安による輸入品価格の高騰、人件費の上昇などによる物価高騰が続き、町民の日々の暮らしを取り巻く環境に大きな影響を与えております。

そのような状況の中、本町といたしましては、物価高騰により影響を受けている町民の生活支援や事業者支援を行うため、国の令和7年度補正予算(第1号)における「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、プレミアム率50%の「くらし応援！でごにい商品券」を発行するほか、子どもたちの健やかな成長を応援するため、ゼロ歳から18歳までの子ども1人当たり2万円を支給する物価高騰対応子育て応援手当等の支給など、物価高騰への迅速な対応を進めているところであります。

さて、本町の昨年を振り返りますと、「山北町立生涯スポーツセンター」の完成や、町の新たなランドマークとなる日本最大級のバランスドアーチ橋の名前が「山北天空大橋」に決定し、さらには足柄茶が100周年を迎えるなど記念すべき一年でありました。

一方で、新東名高速道路の開通時期について、中日本高速道路より、予定していた令和9年度から少なくとも1年以上延期される見込みであることが発表されました。開通時期は、工事が難航している高松トンネル完成の見通しが立った段階で改めて公表される予定であり、これに伴い（仮称）山北スマートインターチェンジの供用開始が3度にわたり延期になったことは、大変残念な出来事でありました。しかしながら、この困難な状況を乗り越え、開通の日が訪れるまでの間、通過自治体として引き続き中日本高速道路を支援するとともに、「（仮称）山北スマートインターチェンジ周辺土地利用構想」における土地利用展開イメージの実現に向けた準備を着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、国政におきましては、先月8日に行われました衆議院議員総選挙の自民党の圧勝を受けて、2月18日第2次高市内閣が発足されました。高市総理は施政方針演説において、「謙虚に、しかし、大胆に政権運営に当たっていく」と述べられ、「日本列島を強く豊かに」をスローガンに掲げ、経済再生に向けた不退転の決意を示されました。演説の中では、日本経済の再興に向けて「成長のスイッチを押しまくってまいります」と力強く宣言され、長年続いてきた過度な緊縮志向からの転換と、地方を含む国内投資の拡大による「責任ある積極財政」を推進する方針を明言されております。

国が成長へと大きくかじを切るこの局面において、本町におきましても、「山北町第6次総合計画」の着実な推進を軸に、次代を担う「こども・子育て支援」の充実、そして持続可能なまちづくりに向けたDXとGXの推進を重点に置いた取組を進めてまいります。

特に、自治体DXの推進におきましては、推進体制を強化するため、本年4月1日から企画総務課内にデジタル推進班を新設いたします。

自治体DXの取組は多岐にわたっておりますが、新たな部署の設置により、さらなる町民サービスの利便性向上や行政事務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

さて、スポーツ界に目を向けますと、明るい話題が続いております。先月イタリアで開催されたミラノ・コルティナ2026冬季オリンピックにおきまして、雪と氷の舞台で限界に挑むアスリートたちの姿は、私たちに大きな感動

と勇気を与えてくれました。

そして、その熱気を受け継ぐかのように野球の世界一を決めるワールド・ベースボール・クラシックが開幕いたします。日本代表は3月6日に初陣を迎える予定となっており、世界一を目指すチームの活躍に大きな期待を寄せております。

さらに、初夏にはアメリカ・カナダ・メキシコの3か国共催となるサッカーワールドカップも控えており、本年はスポーツが持つ「人々を元気にする力」を実感する機会が多くなると感じております。

こうしたスポーツの明るい話題が単なる競技の結果にとどまらず、困難に立ち向かう「挑戦する力」や、お互いを信じ支え合う「チームワーク」、そして未来を切り開く「夢の力」を私たちに示してくれています。

このことは、本町の町政運営においても通じるものがあると考えております。人口減少や少子高齢化といった課題に対し、決して諦めることなく、町民の皆様と行政が「ワンチーム」となって知恵を出し合い、協働の下で確かな歩みを進めてまいりたいと考えております。

そして、私が4期目の町政を担わせていただいてから3年と8か月を過ぎましたが、「山北町第6次総合計画」が目指す町の将来像「みんなでつくる、こころ豊かに暮らせるまち、やまきた」の実現に向けて、一つ一つの課題に全力で向き合い、町民の皆様とともに最後まで誠心誠意、町政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

町政運営への基本姿勢、令和8年度の町政運営につきましては、3年目を迎えた「山北町第6次総合計画」に定めた町の将来像である「みんなでつくる、こころ豊かに暮らせるまち、やまきた」の実現に向けた取組を推進することとし、特に新規・拡充事業については、優先して取り組むことを基本姿勢といたします。

初めに、こども・子育て支援における新規・拡充事業についてであります。母子保健事業につきましては、就学に向けた切れ目のない支援を図るため、本年度から町内の各園と連携して5歳児健診を開催してまいります。

また、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進するため、妊産婦や子育て中の方が出産・子育てに関する悩みや不安をスマートフォンなどか

ら専門医にいつでも無料で相談できる産婦人科・小児科の24時間オンライン相談も実施してまいります。

予防接種事業につきましては、1歳児から就学前の子どもを対象とした、おたふく風邪予防接種及び高校受験を控えた中学3年生を対象としたインフルエンザ予防接種に関する費用を全額助成してまいります。

給食事業につきましては、小・中学校の児童・生徒に安全安心な給食を安定的に供給するため、給食調理業務の民間事業者への委託を継続するとともに、物価高騰に伴う保護者の経済的な負担軽減を図るため、給食費の無償化を実施してまいります。

学校施設長寿命化事業につきましては、川村小学校校舎の老朽化に伴うB棟の長寿命化改修工事を繰越事業として実施してまいります。

また、学校施設維持管理運営事業につきましては、空調設備整備臨時特別交付金を活用し、小・中学校の体育館に空調設備を整備することで、児童・生徒の安全で快適な学習環境を確保してまいります。

ファミリー・サポート事業につきましては、新規利用者が気軽に利用しやすい環境を整備するため、初回の利用料を無料とする「お試し利用助成制度」を新設し、利用促進及び普及を図ってまいります。

次に、DX・GXにおける新規・拡充事業についてであります。防災設備等維持管理事業につきましては、防災行政無線等通信設備の適正な維持管理に努めるとともに、IP無線機の導入など通信設備の計画的な更新を推進してまいります。

行政ホームページ推進事業につきましては、ホームページシステムやデザインのバージョンアップを図るとともに、誰もが見やすく親しみやすいホームページの運用に努めてまいります。

総合行政情報システム整備事業につきましては、モバイルパソコンやビジネスチャットツール「LOGOチャット」の導入など、窓口等での町民対応や庁舎における連絡・情報共有の迅速化を図るとともに、会議等の効率化やペーパーレス化を進め、自治体DXの推進による業務の効率化を図ってまいります。

環境推進事業につきましては、「山北町第3次環境基本計画」の施策を具

体的にするため、関係者の連携体制や情報共有の仕組みを構築し、「環境プラットフォーム」の育成を進めるとともに、公共施設における再生可能エネルギー活用の可能性を調査してまいります。

次に、その他の新規・拡充事業についてであります。防災設備等維持管理事業につきましては、避難所における生活環境の向上を図るため、県補助金を活用し、LPガス対応発電機やスタンドライト、ラップポントイレ等を配備し、避難所備品の充実を図ってまいります。

健康診査、相談等事業につきましては、39歳以下の若年末期がん患者の経済的負担を軽減するため、介護サービスの利用料や福祉用具の購入などに対する助成を実施してまいります。

地域おこし協力隊活用事業につきましては、令和9年度から隊員受入れに向け、任期前のお試しインターンプログラムを策定してまいります。

また、効果的な人材確保を図るため、募集企画やPR、隊員との調整業務を民間事業者へ委託し、受入れの準備に努めてまいります。

林業促進事業につきましては、森林環境譲与税を活用し、林道の維持管理工事や山主・林業者を対象としたチェーンソー伐採等の特別講習を実施し、人材育成と環境整備に努めてまいります。

また、町内各園への木育遊具・玩具の設置や、川村小学校げた箱への町産材活用を推進するとともに、小学生等を対象とした森林体験学習を実施し、森林資源への理解を深める普及啓発活動を推進してまいります。

道路新設改良事業につきましては、町民と密接な関わりを持つ生活道路として、町道堀込上野下線整備工事を行うとともに、社会資本整備総合交付金を活用し、引き続き町道原耕地14号線整備工事を実施してまいります。

地域作業所維持管理事業につきましては、地域作業所やまなみ工芸に木工室を設置し、利用者の活動環境の充実を図ってまいります。

主な施策、続きまして、これまで御説明した以外の令和8年度の主要な施策について、「山北町第6次総合計画」の六つの分野構想に基づき述べさせていただきます。

まず、1点目として「健康福祉分野」であります。

初めに、健康福祉センター管理事業につきましては、「さくらの湯」の施

設の老朽化や昨今の物価高騰の影響を踏まえ、施設運営のさらなる効率化に努めるとともに、利用者に対するサービスの向上を図ってまいります。

健康づくり事業につきましては、町民の健康づくりや健康的な生活環境の定着を促すため、「健康づくりポイント事業」を実施し、付与するポイントに応じて町指定ごみ袋に交換するなど、気軽に健康づくりに取り組めるよう推進してまいります。

また、健康づくりやフレイル予防を目的として、年間を通じてニーズの高い水中運動教室やポールウォーキング教室を開催してまいります。

健康診査、相談等事業につきましては、年齢に応じた健康診査や各種がん検診を推進してまいります。特に、30歳から39歳を対象とした「さくら健診」では、生活習慣病を含めた疾病予防を目指すとともに、「がん検診」では、受診該当者全員に勧奨の通知を行い、受診率の向上を図ってまいります。

また、健康寿命延伸を目的とした「フレイル予防事業」につきましては、フレイルの認知度や関心を高めるため、測定会の実施やフレイルサポーターの養成に取り組むとともに、健康づくりアプリ「みんチャレ」を活用し、デジタル・デバイドの解消やフレイル予防を推進してまいります。

食育推進事業につきましては、健康増進法及び食育基本法に基づき、健康寿命の延伸とQOL（生活の質）の向上を目的に、令和9年度から令和18年度までを計画期間とする「第3次健康増進計画・食育推進計画」を策定してまいります。

また、フレイル予防を目的とした各地区での食育教室や、親子での調理を楽しむ「親子クッキング」など各種調理実習を実施してまいります。

母子保健事業につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、妊娠中に総額10万円を2回に分けて給付してまいります。あわせて、本年度から妊産婦健診の助成額を増額するとともに、新生児の聴覚検査に関わる費用の全額補助や保険適用外の不妊治療に要する費用を助成し、妊娠・出産に関わる経済的支援の充実を図ってまいります。

また、心身ともに不安定になりやすい出産後の1年間において、助産師による保健指導を行い、心身のケアや育児のサポートなどにより、産後も安心して子育てができる「産後ケア」を充実してまいります。

山北町診療所管理運営事業につきましては、指定管理者制度による管理運営を継続するとともに、指定管理者に支払う委託料を増額することで、適正な運営支援を行い、地域医療の維持を図ってまいります。

予防接種事業につきましては、町民の感染症予防を目的として、対象者に対し各種ワクチンの接種費用を助成してまいります。

なお、本年度から定期接種化される妊婦を対象としたRSウイルスワクチン接種は、足柄上地区1市5町及び足柄上医師会と連携して実施してまいります。

救急、災害時医療体制等の充実ににつきましては、公共施設へのAED設置の推進を維持するとともに、介護事業所やコンビニエンスストアと連携した24時間・365日利用できる体制の整備を進めてまいります。

また、熱中症予防のため、企業等と連携したクーリングシェルターの設置拡大を進めてまいります。

さらに、災害時に備え、足柄上地区1市5町と足柄上医師会及び小田原薬剤師会と連携し、医薬品の備蓄に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、国保財政の安定化に向けて、子ども・子育て支援金分も含め、国民健康保険税率を本年度においても改定してまいります。

また、コンビニエンスストアでの納付やQRコード決済等について広く周知し、収納率の向上を図ってまいります。

さらに、特定健診の未受診者に受診勧奨し受診率を向上させ、結果により抽出された方へ健康教育や生活習慣の改善を提案する保健指導を行うことで、生活習慣病の重症化を予防し、町民の健康増進と医療費の適正化を進めてまいります。

後期高齢者医療制度運営事業につきましては、国民健康保険データベース「KDB」から提供されるデータを活用し、健康課題の分析や対象者の把握を行い、事業の企画から調整・評価を行うことで、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に推進してまいります。

また、本年度は2年ごとに保険料改定の年度に当たり、子ども・子育て支援金制度も開始されることから、その周知に努めるとともに、新規加入者へ

の口座振替の勧奨などにより、保険料の収納率向上を図ってまいります。

小児医療費助成事業につきましては、子育て世代の経済的負担の軽減を図るために、所得制限を設けずにゼロ歳から高校生世代まで子どもを対象とした医療費の無償化を引き続き実施してまいります。

子育て支援事業につきましては、子育て支援センターにおける相談支援や子育て世代の交流機会の提供を継続するとともに、地域の総合援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業を推進し、子育てしやすい環境を整備してまいります。

また、足柄上郡5町の広域連携による病児保育事業を継続して実施し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

さらに、出産や子育てに関わる経済的支援として、出産祝い金や育児用品支給券を引き続き支給してまいります。

子育て相談事業につきましては、乳幼児から就学前までの子どもやその保護者を対象に、交流や情報交換の場を設けるため「親子教室」や「キッズフェスティバル」を開催してまいります。

また、要保護児童等への支援体制の強化につきましては、児童相談所等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、こども家庭センターを中心に連携を強化し、支援が必要な子どもの早期発見に努め、児童虐待ケースの情報共有と早期対応を図り、児童虐待の防止に取り組むなど、支援体制を強化してまいります。

高齢者等の生活支援事業につきましては、独居高齢者や高齢者夫婦世帯が増加する中で、地域で安全で安心して暮らし続けられる生活を支援するために、地域における高齢者の福祉サービスとして、緊急通報サービスや外出支援サービスを実施してまいります。

また、共和・清水・三保地区などの70歳以上の方を対象に、タクシーや路線バスに利用できる助成券の交付や、山北・岸・向原地区などの70歳以上の方を対象に、町内循環バスの回数券を交付することで、高齢者の経済的負担の軽減を図るとともに、移動手段の確保に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスの充実や介護予防の推進、健康で生きがい

のある生活支援や包括的な支援体制づくりの推進に取り組んでまいります。

また、現計画が本年度で終了するため、これまでの実施状況や効果の検証を行い、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定してまいります。

さらに、訪問介護サービスの供給不足に対応すべく、本町独自の加算制度を創設し、あわせて介護事業所の人材不足解消のため、就労・資格取得助成を実施してまいります。

障害者自立支援給付事業につきましては、障害者総合支援法に基づくサービスの提供により、障害のある方の生活支援を行うとともに、補装具や自立支援医療の給付による経済的負担の軽減、就労支援及び相談体制を強化し、地域における自立生活及び社会参加を支援してまいります。

障害福祉計画等策定事業につきましては、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの確保に関する実施計画である「第8期障害福祉計画」と児童福祉法に基づき、障害児支援に関する実施計画である「第4期障害児福祉計画」を令和9年度から令和11年度までの3か年計画として一体的に策定してまいります。

次に、2点目として、「教育文化分野」であります。

初めに、教育委員会運営事業につきましては、次代を担う子どもの教育・保育や、青少年の健全育成のため、教育委員会の円滑な運営を推進してまいります。

また、町長と教育委員会で構成する総合教育会議では、「第3次教育大綱」に基づき、町と教育委員会が相互に連携を図りながら、地域の実情に応じた教育行政を推進してまいります。

認定こども園・保育園・幼稚園運営事業につきましては、園児への給食の安定的な提供のため、引き続き民間事業者への委託による完全給食を実施するとともに、町内利用者に関わる給食費の無償化を図ってまいります。

教育推進事業につきましては、小・中学校の児童・生徒の英語に対する学習意欲を高め、英語力の向上を図ることを目的として、英語検定料に対する助成金を継続して交付し、積極的な英語検定の受検を目指してまいります。

また、学校部活動の地域展開については、国のガイドラインに基づき、学

校部活動の持続可能な活動環境の整備に向けて、運営業務を民間事業者に委託し、休日の部活動の段階的な地域展開を推進してまいります。

さらに、ICT教育を推進するため、小・中学校にICT支援員を引き続き配置し、授業への活用方法や操作支援を教職員に対して実施するとともに、神奈川県と各市町村との協定により実施する共同調達において、小学校全児童の一人1台パソコンを更新してまいります。

そして、教職員の働き方改革の推進を図るため、昨年度山北中学校に導入した図書館システムを本年度は県補助金を活用し、川村小学校に導入してまいります。

コミュニティ・スクール運営事業につきましては、学校運営協議会を設置し、園児・児童・生徒・保護者及び地域住民の園・学校運営への参画促進や連携強化を図ることにより、相互の信頼関係を深め、一体となって園・学校運営の改善や、園児・児童・生徒の健全育成に取り組んでまいります。

児童生徒援助事業につきましては、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学奨励金を交付してまいります。

地域協働学習推進事業につきましては、山北高等学校が取り組む「地域協働学習」の研究成果を地域住民へ報告・共有することを通じて、山北高等学校と地域との協働を推進してまいります。

また、地域課題の解決に向けた探求活動等に要する経費に対して助成金を交付するなど、山北高等学校への支援を継続してまいります。

教育特区推進事業につきましては、教育特区に認可された、鹿島山北高等学校の運営等の指導・助言を行うため、引き続き私学審議会の円滑な運営を推進してまいります。

放課後児童クラブ運営事業につきましては、就労等で昼間保護者が家庭にいない児童を対象に、川村小学校の余裕教室を活用して、児童福祉法に基づく学童保育を実施し、児童の放課後の居場所づくりと健全育成を図ってまいります。

なお、保護者の経済的負担を軽減するため、世帯内の二人目以降の児童に対する利用料の減免措置を引き続き実施してまいります。

生涯学習センター活動推進事業につきましては、地域住民の生涯学習活動

を拠点として、多様な施設の貸出しを行うとともに、幅広い世代を対象とした各種教室・講座を開催し、学びの場を提供してまいります。

また、町民文化祭やコンサートの開催により、活動成果の発表の場を提供してまいります。

図書室運営事業につきましては、図書室の蔵書を充実させるとともに、電子図書館サービスの利便性向上を図り、町民の読書活動を推進してまいります。

体育施設維持管理事業につきましては、昨年4月に開館した山北町立生涯スポーツセンターが今後も町民をはじめ多くの方に利用していただけるよう、ホームページやSNSなどによる普及啓発の強化を図るとともに、施設開放デーをはじめとしたイベントを充実させ、さらなる利用者の増加に向けた管理運営に努めてまいります。

文化財保護事業につきましては、「民俗文化財連絡協議会」の構成団体や一般公募から成るプロジェクトチームを結成し、民俗文化財の保護・継承・活用における課題解消に向け、より具体的な対象の検討を進めてまいります。

また、河村城址史跡整備として、河村城址歴史公園の魅力を幅広く発信するため、昨年度整備した堀切の土層断面タイルに関する案内板を設置してまいります。

さらには、河村城址史跡整備検討委員会を年3回開催し、河村城址史跡整備後期基本計画の策定に向けた調査研究を進めてまいります。

パートナーシップ宣誓制度事業につきましては、「山北町パートナーシップ宣誓制度」に基づき、多様性を認め合い、誰もがその人らしく暮らすことのできる人権のまちづくりを目指してまいります。

また、県西地区2市8町で締結している「相互利用協定」に基づき、宣誓者の負担軽減を図るとともに、制度の周知啓発に取り組んでまいります。

次に、3点目として、「生活環境分野」であります。

初めに、防災訓練事業につきましては、清水地区をメイン会場とした総合防災訓練を実施するとともに、自主防災組織の活性化と地域住民の防災意識の高揚を図るため、各地域における防災訓練を支援してまいります。

消防団活動事業については、非常備消防団の消防力を維持増進させるため、

円滑な運営管理を継続するとともに、消防団員の確保に努めてまいります。

防犯関係事業につきましては、夜間の犯罪等を未然に防止するため、継続可能なLED防犯灯の管理運用に努めてまいります。

また、犯罪被害に遭われた方やその御家族・御遺族に対する支援施策の新規導入を検討してまいります。

ごみ減量再資源化事業につきましては、可燃ごみの減量化に向けて、フリーサイクルステーションや剪定枝等の回収を試験的に実施し、効果検証を行うとともに、効果的な施策について検討してまいります。

足柄上地区ごみ処理広域化事業につきましては、足柄上地区1市5町の連携により、新可燃ごみ処理施設の建設に向けた取組や、不燃ごみ処理施設の具体的な検討などを進めるとともに、今後の足柄西部清掃組合の方向性について検討してまいります。

美化推進事業につきましては、環境美化を推進するため、クリーンキャンペーンを継続して行うとともに、神奈川県警察等と連携を図りながら、不法投棄防止パトロールを実施してまいります。

野生動物等保護管理事業につきましては、生息域が拡大しているヤマビル対策として、引き続き自治会に駆除剤を配付するとともに、大井町や松田町と共同設置した「あしがら地域ヤマビル対策推進協議会」において、予防対策等を実施してまいります。

また、松田町と共同設置した「ツキノワグマ等対策協議会」において、ツキノワグマの目撃情報の共有や対策事業を実施してまいります。

さらに、本町でも生息が確認された特定外来生物であるアライグマ対策については、定着を防止するための生息調査及び捕獲を実施してまいります。

東山北駅周辺まちづくり推進事業につきましては、水上地区全体の土地利用を推進するため、「水上地区土地利用基本構想」を策定・公表し、官民連携事業として民間事業者からの提案を募集・選定するとともに、整備基本計画を策定してまいります。

さらに、基本構想の早期実現に向け、引き続き水上地区土地利用研究会と意見交換を行いながら事業を推進してまいります。

また、尾先地区において、町道茱萸ノ木松原先線新設工事の進捗に合わせ

て、接続道路の必要性等も含めた土地利用について、尾先地区土地利用研究会と連携を図りながら、引き続き意見交換を行ってまいります。

放置空き家対策事業につきましては、法律や不動産等の専門家で構成する空き家等対策協議会を開催し、空き家等の適切な管理を推進するとともに、管理不全空き家等の適正な管理について指導・助言を行ってまいります。

町営住宅の環境整備事業につきましては、「町営住宅再編計画」に基づき、老朽化した堀込住宅の解体工事を実施してまいります。

水道事業につきましては、令和4年度に策定した「共和・清水東部簡易水道事業基本計画」に基づき、清水東部簡易水道において、引き続き配水管の布設工事を実施してまいります。

また、耐用年数を超過したポンプ設備や点検結果による計器等の更新工事を実施してまいります。

さらに、現在、各水道施設で運用しているNTTの専用線サービスが令和11年度をもって終了するため、LTE回線を用いた新たな通信設備へ更新工事を実施してまいります。

下水道事業につきましては、耐用年数の超過や点検劣化によるポンプ設備更新工事を行うとともに、国の交付金を活用し、引き続き老朽化したマンホール蓋の更新工事を実施してまいります。

し尿処理事業につきましては、足柄上地区1市5町で連携を図り、し尿処理設備「足柄衛生センター」の改修等における課題の検討を行ってまいります。

定住総合対策推進事業につきましては、令和7年度から5年間を計画期間とする「第4次定住総合対策事業大綱」に基づき、人口減少に歯止めをかけるため、全庁一丸となって事業の推進を図るとともに、横断的な重点施策等の進行管理を行ってまいります。

住まいづくり応援制度事業につきましては、本町への定住促進を図るため、転入や転居により戸建て住宅を取得した方に「住宅取得助成金」を交付してまいります。

また、結婚新生活の経済的負担の軽減を図るため「結婚新生活支援事業」を行うほか、住宅資金の融資を受けた場合の支払い利子の一部補助を引き続

き実施してまいります。

さらに、「空き家活用助成金」については、現行の対象者に加え、空き家バンク登録予定者を新たに追加いたします。また、賃貸物件のみ助成対象としていた家財処分や清掃費用の助成対象を全物件に拡充するとともに、空き家バンク登録に必要な不動産登記に関する費用についても助成対象とするこ
とで、登録件数の増加を図り、空き家の活用を推進してまいります。

やまきた定住相談センター事業につきましては、地域、やまきた定住協力隊、県宅建協会と協力・連携を図り、新たな空き家の掘り起こしや空き家バンク運営を行うとともに、空き家見学ツアーや空き家相談会を開催し、官民協働による定住促進を図ってまいります。

また、都心部での移住フェアへの出展等を引き続き行うとともに、移住セミナーの開催やSNS等を活用した情報発信を行うことで、移住者のみならず、関係人口の創出を図ってまいります。

コミュニティ活動支援事業につきましては、各地域の特性を生かした自治会活動に対する支援を継続するとともに、自治会の活性化や加入率の向上に資する施策の調査研究に取り組んでまいります。

次に、4点目として、「産業振興分野」であります。

初めに、農道、用水維持管理事業につきましては、用水の機能維持を図るため、水上地区において川村用水の改良工事を行ってまいります。

鳥獣害対策事業につきましては、「市町村事業推進交付金」を活用し、鳥獣被害防止対策のさらなる充実を図るため、用沢地区及び谷ヶ地区において獣害防止柵や門扉などの設置工事を行ってまいります。

森林ふれあい健康セラピー運営事業につきましては、豊富な森林を利用して都市住民との交流や健康づくり、地域活性化を図るため、ミカン狩りなどの体験型事業を組み合わせる実施するとともに、セラピーロードの景観整備を行ってまいります。

商工振興事業につきましては、町内産業の振興と持続的な成長を図ることを目的として「中小企業・小規模事業者等持続化補助金」を交付し、商品開発や事業転換を図る中小企業等を継続して支援してまいります。

商品券売払事業につきましては、物価高騰による影響が長期化しているこ

とを受け、町民の生活支援や事業者支援を行うため、国の交付金を活用したプレミアム付商品券を発行してまいります。

観光マスタープラン策定事業につきましては、新東名高速道路の開通延期に伴い、（仮称）山北スマートインターチェンジの供用開始を見据えた魅力ある観光振興を図るため、繰越事業として令和8年度と令和9年度の2か年で「山北町観光マスタープラン」を策定してまいります。

D52活用事業につきましては、国内で唯一動態保存されている蒸気機関車D52を活用し、「D52フェスティバル」をはじめとした様々なイベントでの運行や、月1回の整備運行を継続することで、「鉄道の町山北」を町内外に発信してまいります。

また、あわせて鉄道資料館の運営や鉄道公園保存会の活動に対し、引き続き助成してまいります。

観光振興事業につきましては、ユースイン渓谷への来訪者などによる玄倉地区におけるオーバーツーリズム対策の一環として、繁忙期における無料駐車場の夜間閉鎖を行うとともに、多言語に対応した注意喚起看板を設置してまいります。

次に、5点目の「都市基盤分野」であります。

初めに、（仮称）山北スマートインターチェンジ周辺土地利用構想関連事業につきましては、（仮称）山北スマートインターチェンジの今後の供用開始を見据え、「（仮称）山北スマートインターチェンジ周辺土地利用構想」における土地利用展開イメージの実現に向けて、県や関係機関と連携・調整を図りながら、計画的な土地利用を推進してまいります。

地域公共交通会議運営事業につきましては、町民・交通事業者・国・県・町などで構成する地域公共交通会議において、令和5年度に策定した「地域公共交通計画」に位置づけられた施策や事業について検討を進めてまいります。

特に、本年度は、清水・三保地区における新たな移動支援サービス導入に向けた検討を行い、地域における持続可能な移動手手段の確保に向けた取組を推進してまいります。

山北駅駅舎活用事業につきましては、駅員無配置の山北駅に引き続き、切

符販売スタッフを配置し、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

また、建て替えが予定されている山北駅舎について、駅舎検討委員会の意見を踏まえ、事業主体である鉄道事業者と協議・調整を図ってまいります。

新東名対策事業につきましては、中日本高速道路が実施する新東名高速道路の建設事業を支援・促進してまいります。

また、（仮称）山北スマートインターチェンジ整備につきましては、中日本高速道路との間で締結した工事細目協定に基づき、中日本高速道路と年度契約を締結し、整備を推進してまいります。

なお、本年度は道路改良工（切盛土工）を行ってまいります。

現東名対策事業につきましては、中日本高速道路が実施する県東名高速道路のリニューアル工事や維持管理業務などに対し、本町の要望を伝えるなど、引き続き密接な連絡調整を図ってまいります。

生活交通対策事業につきましては、町内循環バスの利便性向上を図るため、児童の下校利用、買物の利便性向上、JR御殿場線等への接続を考慮した運行ダイヤの見直しを行うとともに、経年使用により老朽化が見られる既存バス車両1台を廃止し、新たにワゴンタイプの車両2台を導入することで、運行経費の削減と安定的な運行の確保を図ってまいります。

町道等維持補修事業につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路メンテナンス事業補助を活用して、神縄第二洞門及び掘割橋の修繕工事を実施してまいります。

また、道路法に基づき、継続して20橋の定期点検業務を実施してまいります。

最後に、6点目として「行財政分野」であります。

初めに、行政改革の推進についてであります。令和7年度から5か年を計画期間とする「第9次行政改革大綱」に基づき、社会情勢の変化に対応した効率的、効果的で持続可能な行政サービスの実現に向けて、行政改革の取組を推進してまいります。

ふるさと応援寄附金推進事業につきましては、寄附を募るポータルサイトを増やすとともに、各サイトの機能を生かしたアピールに努め、町の情報発信の強化とさらなる寄附の確保を図ってまいります。

戸籍住民基本台帳等管理事業につきましては、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスについて、引き続き利用者の増加を図るとともに、町民の利便性向上に努めてまいります。

また、戸籍システム及び戸籍附票システムへの振り仮名対応業務について、期日までに振り仮名の届出がなかった方については、職権で振り仮名を順次記載してまいります。あわせて、住民基本台帳システムについても、振り仮名を職権で順次記載してまいります。

番号制度運営事業につきましては、行政手続の利便性向上や、行政サービスの効率化、税や社会保障の公平・公正の実現のため、引き続きマイナンバーカードの取得啓発を積極的に行い、確実な運用を推進してまいります。

固定資産等評価事業につきましては、固定資産を評価するためのGISシステムのクラウド化により、引き続き登記情報や公図のデジタル化を推進してまいります。

広報・広聴事業については、正確で分かりやすい広報活動を推進するとともに、広報媒体の有効活用に努めてまいります。

また、広報・広聴手続の簡易化やデジタルの推進について、引き続き検討してまいります。

自治体間交流事業につきましては、東京都品川区や新潟県村上市との交流事業や、川崎市などとの水源地域交流事業、静岡県御殿場市と関係人口の創出・拡大に向けた取組についてより一層推進してまいります。

広域行政推進事業につきましては、広域的な課題に対応するため、「神奈川県西部広域行政協議会」や「あしがら広域連携協議会」等において、近隣市町との連携を図るとともに、様々な取組を進め、広域行政の推進を図ってまいります。

以上が、令和8年度における私の町政運営の基本的な姿勢と主な施策の概要であります。

終わりに、社会全体を見渡しますと、人口減少・少子高齢化、生成AIをはじめとするデジタル技術の飛躍的な進歩や、地球規模での気候変動への対応など、かつてないスピードと規模で変化し続けています。こうした予測困難な時代にあっては、あらゆる可能性を視野に入れ、柔軟かつ迅速に行動す

る必要があります。

本町においては、日々変化する情勢を見極め、未来につながる政策として、冒頭でも申し上げたとおり、「山北町第6次総合計画」に掲げる将来像の実現を揺るぎない軸とし、次代の宝である子どもたちへの支援拡充や、DX・GXといった新たな社会課題への対応を加速させ、持続可能なまちづくりの基盤をより強固なものとしてまいります。

さて、私が山北町長という大役を担わせていただいてから15年8か月が経過し、4期目も残すところあと僅かになってまいりました。

私は、町長に就任して以来、町政運営においては、「やるべきことは町民の皆様の声から生まれる」を信念に一貫して「元気な山北」「魅力ある山北」の実現に向け、全力で取り組んでまいりました。この思いは、今も決して変わることはなく、私の胸に強くあり続けております。

そのような思いの下、令和8年度は私にとって4期目の総仕上げの年として、本町のさらなる発展と、将来にわたって誰もが安心して暮らせる持続可能で魅力あるまちづくりを推進し、町の未来への確かな礎を築き、持続可能なまちづくりの道筋を確かなものとするため、誠心誠意取り組んでまいります。

最後になりますが、令和8年度も町民の皆様の一層の御理解と御支援、並びに議員の皆様のお指導・御協力をお願い申し上げまして、令和8年度の施政方針説明とさせていただきます。

続きまして、令和8年度の当初予算案について御説明を申し上げます。

令和8年度の本町の財政運営は、歳入については基幹財源である町税に関しまして、好調な企業業績により、法人住民税を中心に増加しますが、個人住民税においては納税義務者数の減少に伴い、微増にとどまる見込みです。そのため、国の令和7年度補正予算等を積極的に活用するとともに、基金からの繰入金などを適切に用い、必要な財源を確保することといたしました。

歳出については、人事院勧告による人件費の増加や、物価高騰による経費の増加が見込まれるため、第6次総合計画の推進事業をはじめ、子ども・子育て支援、DX及びGXの推進に重点的に予算を配分いたしました。あわせて、国の補正予算等を活用した事業の前倒しや繰越しにより、年度間の事業

量の平準化と切れ目のない事業執行を図った予算編成といたしました。

その結果、予算総額は、一般会計、8の特別会計並びに2の企業会計の合計で、94億6,042万9,000円となり、前年度と比較しますと1億6,172万9,000円、1.7%減の編成といたしました。

最初に、一般会計について御説明申し上げます。

一般会計の予算額は54億5,800万円で、前年度と比較しますと1億7,000万円、3%の減となりました。

歳入については、款別に主な内容を御説明申し上げます。

町税については、企業業績の回復により、法人住民税や固定資産税、償却資産税の増額等により、前年度対比2,588万2,000円増の16億8,125万1,000円を計上いたしました。

なお、歳入予算総額に占める割合は30.8%となっております。

次に、地方譲与税は、前年度の実績等により、おおむね前年度と同額の5,480万6,000円を計上いたしました。

利子割交付金から地方特例交付金に至る各種交付金につきましては、それぞれ交付実績等を勘案し、計3億1,863万3,000円を計上いたしました。

地方交付税は、前年度の実績等により、前年度と同額の16億円を計上いたしました。

交通安全対策特別交付金は、前年度の交付実績により、おおむね前年度と同額の220万円を計上いたしました。

分担金及び負担金は、認定こども園町外受託者分の増などにより、前年度対比178万4,000円増の2,389万4,000円を計上いたしました。

使用料や手数料は、旧学校体育館等を民間事業者に貸し付けることによる使用料の減や、新東名高速道路建設の進捗に伴うし尿処理手数料の減などにより、前年度対比209万6,000円減の1億5,636万円を計上いたしました。

国庫支出金は、自治体情報システムの標準化が、一部を除いて完了したことや、学校施設長寿命化推進事業を国の補正予算に併せて、令和7年度から繰越事業とすることによる減などにより、前年度対比2億2,415万6,000円減の3億7,670万7,000円を計上いたしました。

県支出金は、学校給食費の抜本的な負担軽減のため、新たに創設される交

付金において、小学校児童分が対象となる方向性が示されていることに伴う教育費県補助金の増などにより、前年度対比2,585万7,000円増の3億3,608万5,000円を計上いたしました。

なお、中学校生徒の給食費につきましては、引き続き、まち独自の施策として、給食費相当額を全額支援してまいります。

財産収入は、旧清水小中学校施設貸付料の減により、前年度対比386万6,000円減の1,834万8,000円を計上いたしました。

寄附金は、前年度の実績等により、前年度と同額の3億5,000万円を計上いたしました。

繰入金は、財政調整基金繰入金の増などにより、前年度対比1億4,856万1,000円増の2億7,775万2,000円を計上いたしました。

繰越金は、収支見込みにより、前年と同額の8,000万円を計上いたしました。

諸収入は、線下補償料や、派遣期間終了に伴う職員の派遣等収入の減などにより、前年度対比2,422万5,000円減の1億1,666万4,000円を計上いたしました。

町債は、消防ポンプ車購入のため、消防設備等整備事業債1,920万円等を見込みましたが、川村小学校の長寿命化や、小中学校体育館への空調設備のための学校教育施設等整備事業債について、国の令和7年度補正予算を活用することを予定しているため、合計では、前年度対比1億4,010万円減の6,530万円を計上いたしました。

また、起債発行額については、年度中の元金償還額以内の計上となりました。

主な歳入については以上のとおりであります。

続きまして、歳出について、款別に主な内容を御説明申し上げます。

議会費は8,900万1,000円で、前年度対比72万7,000円の増額計上となりました。

総務費は10億2,747万8,000円で、前年度対比4,097万2,000円の減額計上となりました。新規事業としては、防犯関係事業における防犯灯の灯具交換の計画的な実施や、総合行政情報システム整備事業における役場業務の効率化のために、モバイルパソコンやビジネスチャットツールの導入などでありま

す。

民生費は15億3,110万3,000円で、前年度対比4,603万1,000円の増額計上となりました。新規事業としては、次期介護保険事業計画の策定、地域作業所への木工室の設置や、子育て支援事業におけるファミリーサポート事業、利用負担金の創設などであります。

なお、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険に係る特別会計繰出金等については4億9,875万7,000円を計上いたしました。

衛生費は5億5,563万3,000円で、前年度対比3,444万6,000円の増額計上となりました。新規事業としては、母子保健事業における5歳児健診の実施と、産婦人科・小児科オンラインサービスの開始、予防接種事業における、おたふく風邪や、中学3年生のインフルエンザ予防接種への支援、GXの推進として、再生可能エネルギー推進事業における再エネ導入可能性の調査や、環境推進事業におけるゼロカーボン推進基盤の構築への取組などであります。

農林水産事業は1億5,484万3,000円で、前年度対比56万1,000円の増額計上となりました。新規事業としては、地域おこし協力隊の活用に向けた受入体制の整備などであります。

商工費は3億2,142万1,000円で、前年度対比43万7,000円の減額計上となりました。新規事業としては、観光振興事業における、玄倉無料駐車場の利用マナーを向上させるための対策の実施などであります。

土木費は4億9,938万9,000円で、前年度対比6,751万1,000円の減額計上となりました。主な事業としては、町道原耕地14号線の整備などであります。

消防費は2億5,163万4,000円で、前年度対比2,913万4,000円の増額計上となりました。新規事業としては、消防施設維持管理事業における消防ポンプ車の更新や、防災対策事業における避難所設備へのLPガス対応発電機の配備などであります。

教育費は5億9,240万6,000円で、前年度対比1億8,230万5,000円の減額計上となりました。新規事業としては、川村小学校における1人1台GIGA端末の更新や、文化財保護事業における民俗文化財連絡協議会プロジェクトチームの発足などであります。

災害復旧費は150万円で、前年度と同額を計上いたしました。

公債費は、町債の償還元金 3 億6,960万9,000円、償還利子1,592万8,000円の、合計 3 億8,553万7,000円を計上いたしました。

諸支出金については、土地開発公社に係る利子補給金47万4,000円を計上いたしました。

予備費については4,758万1,000円を計上いたしました。

以上、主な歳出について申し上げましたが、予算段階での財政状況指数を試算しますと、経常収支比率82.2%、実質公債比率6.5%となり、将来負担比率11.9%となります。

債務負担行為は、令和 8 年度以降の限度額合計で、13件、28億2,082万円となりました。

債務保証については、合計で 3 件、8,615万7,000円であります。なお、行政ホームページ推進事業、戸籍住民基本台帳管理事業、物価高騰対応子育て応援手当支給事業、野生動物等保護管理事業、観光マスタープラン策定事業、商品券特別会計繰出事業、新東名対策事業、道路新設改良事業、防災設備等維持管理事業、学校施設長寿命化事業、川村小学校施設維持管理運営事業及び山北中学校施設維持管理運営事業については、令和 7 年度からの繰越事業として予定しております。

続きまして、特別会計の概要を御説明申し上げます。

最初に、国民健康保険事業特別会計について御説明申し上げます。

国民健康保険事業は都道府県が財政運営の責任主体であり、市町村は窓口業務を担当しております。

予算総額は13億3,582万1,000円で、前年度対比0.9%の減額計上となりました。

歳入のうち、国民健康保険税は 2 億7,700万9,000円で、前年度対比3.4%の増額計上となりました。

歳出のうち、保険給付金は 9 億3,191万円で、前年度対比3.2%の減額計上となりました。引き続き、医療費の抑制に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計について御説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、町と神奈川県後期高齢者医療広域連合とが連携して運営しております。予算規模は 2 億8,759万9,000円で、前年度対比16.0%

の増額計上となりました。

歳入については、徴収保険料等、一般会計からの繰入金などであります。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金が96.1%を占めております。

次に、町設置型浄化槽事業特別会計について御説明申し上げます。

町設置型浄化槽事業は、三保ダム取水域における高度処理型合併処理浄化槽の管理をしております。予算総額は2,170万4,000円で、前年度対比2.8%の増額計上となりました。

歳入については、浄化槽使用料等一般会計からの繰入金などであります。

歳出については、浄化槽維持管理事業1,159万8,000円を計上いたしました。

次に、山北・共和・三保の各財産区特別会計について御説明申し上げます。

各財産区とも、歳入は土地貸付収入等、歳出は基金積立金等で、山北財産区については、予算総額541万8,000円、共和財産区については、予算総額2,449万6,000円、三保財産区については、予算総額688万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、介護保険事業特別会計について御説明申し上げます。

介護保険事業は、介護サービスを効果的に提供し、自立した日常生活を送るための支援の充実等を図るものです。予算総額は13億4,931万6,000円で、前年度対比3.2%の増額計上となりました。新規事業としては、訪問介護の供給不足に対応するため、訪問介護事業者への独自加算や、資格保有者に対する収納促進補助金の交付など、人材確保に向けた施策を実施いたします。

なお、歳入は、保険料等、歳出は保険給付金等がそれぞれ予算の大半を占めております。

次に、商品券特別会計について御説明申し上げます。

商品券特別会計は、商品券を発行し、町内の商工業の振興消費の拡大を目的として事業を推進しております。

予算総額は1,068万7,000円で、前年度対比28.2%の増額計上となりました。

歳入は、商品券売払収入等、歳出は、商品券換金等を計上いたしました。

なお、プレミアム付商品券に係る商品券売払事業につきましては、国の補正予算を活用し、令和7年度からの繰越事業として実施してまいります。

次に、水道事業会計について御説明申し上げます。

水道事業会計の予算総額は3億3,744万円で、前年度対比4.5%の減額計上となりました。

収入のうち、給水収益は1億5,215万8,000円で、前年度対比2%の減額計上となりました。

支出については、各水道施設（又は該当箇所）の取水ポンプの更新工事等を行い、引き続き、安全で安心な水を供給してまいります。

最後になりますが、下水道事業会計について御説明申し上げます。

下水道事業会計の予算総額は6億3,306万8,000円で、前年度対比0.7%の増額計上となりました。

収入のうち、下水道使用料は、前年度と同額の1億9,000万円を計上いたしました。

支出については、これまでと引き続き、老朽化したマンホール蓋の更新や、雨水出水浸水想定区域図の作成を行います。

令和8年度当初予算につきましては、以上のとおり、子ども・子育て支援や、DX・GXの推進に重点的に予算配分するとともに、あらゆる方が暮らしやすくなるような視点を大切にし、第六次総合計画の着実な推進を図るための予算編成といたしました。

なお、地方自治法第149条第1項の規定により、議案第21号から第31号で各会計の予算を提案しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

令和8年3月4日 山北町長 湯川裕司。

議 長 施政方針の演説が終わりましたので、ここで、暫時休憩をいたします。

再開は10時35分といたします。 (午前10時20分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前10時35分)

日程第1、議案第21号 令和8年度山北町一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第21号 令和8年度山北町一般会計予算。

令和8年度山北町の一般会計予算の総予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億5,800万円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

財務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項に定める一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、議案第21号 令和8年度山北町一般会計予算について、御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算から御説明申し上げます。

歳入につきましては、1款町税から23款町債まで、歳入合計54億5,800万円でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款議会費から13款予備費まで、合計で歳入と同額の54億5,800万円でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

この債務負担行為の表につきましては、これまで、既決の案件も含めて記載をしてございましたが、一度、議決をいただきまして、既に、複数年契約を締結したものにつきましては、再度御審議いただくことは好ましくないという県からの指摘もございましたので、今回より、新規案件のみの記載とさせていただきます。

ただし、既に議決をいただきました案件につきまして、例えば、今後の支払い予定額がどうなるのかというところになってまいりますので、恐れ入りますが、204ページをお願いいたします。

204ページでございます。こちらの調書でございますが、こちらにつきましては、期間満了まで掲載することとなっておりますので、当該年度以降、今後、どのぐらいの支出予定があるのかなどの将来的な負担の状況の把握につきましては、こちらの調書で御確認をいただきたいと存じます。

それでは、6ページにお戻りください。

6ページ、改めまして、新規案件の御説明をさせていただきます。

車両購入費につきましては、庁用車2台分の分割払いとなります。

項番の3件につきましては、土地開発公社による、代行取得に係る債務保証でございまして、こちら、順次、償還を行っているものでございます。

7ページ、第3表、地方債でございます。

総務債は、脱炭素事業債といたしまして、庁舎LED化工事に充当いたします。土木債は町道新設工事や急傾斜地負担金などに充当いたします。消防債は消防車両の購入費などに充当いたします。教育債は、デジタル活用推進事業債といたしまして、GIGAスクール端末の購入経費に充当いたします。民生債は、脱炭素事業債といたしまして、こども園のLED化工事に充当いたします。

続きまして、予算に関する説明書でございます。

皆様の卓上には、別冊の資料で、「令和8年度山北町一般会計予算書説明

資料」ということで配付をさせていただいております。

こちらに簡単な概要を記載しておりますので、これから申し上げます説明につきましては、目別の前年度比較の増減や、新規拡充事業を主に説明させていただきます。

細かい部分につきましては、別冊の参考資料で御確認いただきますようお願い申し上げます。

それでは、予算書12ページ、13ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、4 億9,642万円、前年度と比較して225万8,000円の増額です。決算見込みなどにより増額を見込んでございます。

2 目法人につきましては、1 億4,578万9,000円、前年度比2,489万円の増を見込みました。法人につきましては、法人の前年度決算状況などから見込んでございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税 8 億4,100万2,000円で、前年度に対して870万6,000円の増を見込みました。設備投資の伸びから増額を見込んでございます。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金 1 億1,573万9,000円は、三保ダム関係の交付金でございまして、見込みにより、前年度に対して548万1,000円の減を計上いたしております。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税3,791万2,000円でございますが、見込みなどによりまして、前年度と比べ40万4,000円の減を計上してございます。

2 目環境性能割につきましては、制度の廃止により、月遅れ分のみ計上となっております。

4 項市町村たばこ税、1 目市町村たばこ税4,122万4,000円につきましては、前年度実績の見込みなどによりまして、前年に比べて37万3,000円の減で計上いたしました。

5 項入湯税、1 目入湯税249万5,000円につきましては、前年度実績などから見込んだものでございます。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税は、暫定税率の廃止に伴い、前年度比123万2,000円減の676万8,000円を計上してございます。

2項自動車重量譲与税は、前年同額の2,400万円で見込みました。

3項森林環境譲与税2,403万8,000円は、交付予定額を計上してございます。
14ページ、15ページをお願いいたします。

3款利子割交付金55万円、4款配当割交付金1,270万円、5款株式譲渡所得割交付金1,050万円、6款法人事業税交付金3,030万円、7款地方消費税交付金2億3,400万円につきましては、それぞれ前年度実績より見込んでございます。

8款ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場利用料金の増により等級が上昇いたしましたため、390万円増の1,130万円を見込んでございます。

10款環境性能割交付金につきましても、制度廃止による、月遅れ分のみの計上となっております。

16ページ、17ページをお願いいたします。

11款地方特例交付金につきましては、暫定税率廃止による減収補填のため、前年度比1,309万2,000円増の1,849万2,000円を見込んでございます。

12款地方交付税は、前年度同額の16億円を計上いたしました。

13款交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績によりまして、前年度より30万円増の220万円を計上いたしました。

14款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金2,389万4,000円は、前年度に対して178万4,000円の増でございます。認定こども園の保育料や町外受託者分の増などによるものでございます。

15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料111万4,000円でございますが、旧三保小学校の体育館やグラウンドの使用料収入を財産貸付収入に移行させたため、こちらの項目としては前年比減となっております。

2目衛生使用料は、健康福祉センターの使用料で、前年同額を見込んでございます。

18ページ、19ページをお願いします。

3目農林水産業使用料は317万3,000円を見込みました。

5目土木使用料は8,826万3,000円を見込んでございます。

6目教育使用料は、パークゴルフ場利用料の減などによりまして、700万1,000円を見込みました。

7目民生使用料は12万2,000円を見込みました。

2項手数料、1目総務手数料は600万円を見込みました。

20ページ、21ページをお願いいたします。

2目衛生手数料は721万4,000円で、前年度に対し78万6,000円の減で、主な要因はし尿処理手数料の減によるものでございます。

3目農林水産業手数料は、前年同額で見込んでおります。

4目都市計画手数料は28万7,000円で、屋外広告物の更新が多い年に当たりますため、前年度比増となっております。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は2億7,940万1,000円で、前年度に対し1,056万1,000円の減でございます。主な要因は、児童手当負担金の減によるものでございます。

2目衛生費国庫負担金5万円は、未熟児養育医療費を前年度同額で計上してございます。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金2,123万8,000円は、前年度に対し266万3,000円の増額でございます。産婦人科・小児科オンライン相談の開始により利用者支援事業が増となっております。

22ページ、23ページをお願いいたします。

2目衛生費国庫補助金は337万9,000円で、前年度に対し34万5,000円の減です。主な要因は、妊婦のための支援給付交付金の減でございます。

3目土木費国庫補助金831万4,000円、こちらは、前年度に対し4,214万4,000円の減でございます。主な要因は、インターチェンジアクセス道路補助金の減でございます。

4目教育費国庫補助金は1,419万5,000円で、前年度に対し6,373万2,000円の減。主な要因といたしましては、川村小学校長寿命化事業を令和7年度の繰越予算対応に移行したためでございます。

5目循環型社会形成推進交付金140万8,000円は、合併浄化槽の設置に係る助成金で、前年度比10万円の増を計上いたしております。

6目社会資本整備総合交付金2,412万3,000円は、町道原耕地14号線の事業実施などによりまして、前年度に対し714万6,000円の増でございます。

7目総務費国庫補助金は2,253万1,000円で、前年度に対し1億1,676万

1,000円の減でございます。システム標準化の完了によりまして、デジタル基盤改革支援補助金が減となっております。

9目地域少子化対策重点推進交付金40万円は、実績によりまして、前年度に対し60万円の減といたしました。

3項委託金、1目総務費委託金23万9,000円は、中長期在留者住居地届出等事務交付金などがございます。

2目民生費委託金142万9,000円は、国民年金に係る拠出年金等でございます。

24ページ、25ページをお願いします。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は1億6,213万4,000円で、前年度に対し691万5,000円の増でございます。主な要因は、保険基盤安定負担金の増によるものでございます。

2目市町村移譲事務交付金200万3,000円につきましては、見込額でございます。

3目衛生費県負担金2万5,000円は、未熟児養育医療費負担金でございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金は2,400万円でございます。

8節の市町村地域安全・安心まちづくり推進事業費補助金は、防犯カメラ設置に対する3分の1補助でございます。

2目民生費県補助金は3,716万6,000円で、前年度に対し155万4,000円の増でございます。主な要因につきましては、5節子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成事業で、放課後児童クラブの人件費増に対応するため増となっております。

26ページ、27ページをお願いいたします。

3目衛生費県補助金は287万1,000円で、前年度に対して99万円の増額でございます。主な要因は、3節環境衛生費補助金の、県営電気助成事業の対象拡大によるものでございます。

4目農林水産業費県補助金は2,103万6,000円で、前年度に対し252万7,000円の増額でございます。主な要因は、協力協約推進事業の事業量の増によるものでございます。

6目消防費県補助金1,217万5,000円は、消防車両の更新などによりまして、

前年度に対して605万5,000円の増額でございます。

7目教育費県補助金は2,311万5,000円です。

5節市町村立学校働き方改革加速化補助金は、学校教職員の働き方改革のための補助で、令和9年度までの時限措置でございます。

6節給食費負担軽減交付金は、小学校の給食費に対するものでございます。

8目農業委員会助成交付金124万1,000円及び9目電源立地地域対策交付金1,100万8,000円は交付予定額を見込みました。

11目神奈川県市町村事業推進交付金510万円は、獣害防止柵設置の増で、前年度に対し51万8,000円の増でございます。

13目地域少子化対策重点推進交付金は、結婚新生活支援事業に係る県補助分で10万3,000円を見込みました。

3項委託金、1目総務費委託金は2,001万1,000円で、前年度に対し1,577万2,000円の減額でございます。主な要因といたしましては、国勢調査の終了によるものでございます。

2目農林水産業費委託金9万6,000円につきましては、農業者年金業務委託金でございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

3目商工費委託金1,328万4,000円は、前年度に対し61万8,000円の減額です。東海自然歩道巡視回数の減などがございます。

4目民生費委託金23万2,000円、6目教育費委託金48万5,000円は、それぞれ前年度同額を計上させていただいております。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は511万3,000円で、それぞれ見込額を計上してございます。

2目財産貸付収入1,313万5,000円は、543万3,000円の減でございます。こちらは、旧清水小中学校施設の貸付料の減でございます。

2項財産売払収入、2目車両売払収入は10万円です。消防車両の更新に際しての見込みでございます。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金は3億5,000万円で、ふるさと応援寄附金の実績見込みにより計上いたしました。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目公共施設整備基金繰入金につきまして

は、小田原市斎場の広域化負担金等に充当するものでございます。

3目ふるさと創生基金繰入金は、河村城跡整備工事に充当するものでございます。

5目簡易水道整備基金繰入金は、水道事業会計に繰り出し、清水東部簡易水道整備などに充当するものでございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。

11目財政調整基金繰入金は、財源調整のため繰り入れるものでございます。

12目減債基金繰入金は、国の指導により、前年度中に臨時財政対策債の償還分を積み立てていたものを、ここで取り崩すものでございます。

2項財産区繰入金、1目山北財産区繰入金は、南足柄市外五ヶ市町組合等負担金分です。

2目共和財産区繰入金1,562万8,000円につきましては、福祉バスの更新終了などによりまして、前年度比減となっております。

3項他会計繰入金、1目介護保険事業特別会計繰入金42万4,000円は、みんなチャレの経費に充当するものでございます。

21款繰越金は8,000万円を見込んでございます。

22款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金34万円につきましては、見込額を計上しております。

2項まち預金利子、1目まち預金利子は項目出しでございます。

3項貸付金元利収入、1目奨学金貸付金元金収入30万円は、貸付実績に基づき計上してございます。

2目地方改善事業貸付金元利収入273万5,000円は、見込額でございます。

4項雑入、1目雑入は1億1,328万8,000円で、前年度比2,539万3,000円の減でございます。こちらは、線下補償料の皆減によるものでございます。

飛びまして、34ページ、35ページをお願いいたします。

23款町債でございます。

先ほど、第3表、地方債で御説明申し上げましたとおりでございますが、農林水産業債につきましては、農地防災事業の終了などによりまして、廃目整理となっております。

36ページ、37ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳出につきましても、前年度増減の主なものを御説明させていただきます。
詳細につきましては参考資料で御確認をお願いいたします。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費8,900万1,000円、前年度と比べ72万7,000円の増を見込んでございます。主な要因は、人件費の増でございます。
その他の事業は、おおむね前年並みの計上となっております。

38ページ、39ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は4億7,812万1,000円で、
前年度より973万9,000円の増でございます。

こちらにつきましては、飛びまして、42ページ、43ページをお願いいたします。

43ページ右下の防犯関係事業は、前年度に対しまして324万5,000円の増となります。主な要因につきましては、おめくりいただきまして、44ページ、45ページをお願いいたします。

45ページ右上の工事請負費といたしまして、町内全域の防犯灯、LED化事業から既に10年程度を経過したことから、灯具交換工事に順次着手してまいりますため、皆増となっております。

2 目文書広報費は1,405万7,000円で、前年度に対し57万2,000円の減でございます。広報広聴事業におきまして、お知らせ版の発行回数減により、広報等配布仕分委託料などが減になっております。

46ページ、47ページをお願いいたします。

3 目財政管理費は80万7,000円でございます。

4 目会計管理費は1,482万6,000円で、前年度に対し825万1,000円の減額でございます。セルフ収納機の導入が完了したための減でございます。

48ページ、49ページをお願いいたします。

5 目財産管理費は1億4,158万2,000円で、前年度に対し4,347万6,000円の増でございます。本庁舎空調更新作業が完了いたしましたため、リース料が1年間分の計上に今年度からなりますため、増となっております。

50ページ、51ページをお願いいたします。

6 目契約検査管理費は337万円で、前年度に対し281万4,000円の増ござい

ます。

52ページ、53ページをお願いいたします。

右上の、かながわ電子入札共同システム負担金につきましては、令和9年度からの電子入札の実施に向け、支払いが開始されるものでございます。

7目企画費は4,408万9,000円で、前年度に対し662万7,000円の減でございます。生活交通対策事業のうち、共和地区福祉バス運行事業補助金は、車両更新完了のため、減となっております。

54ページ、55ページをお願いいたします。

8目司書費は1,127万4,000円です。会計年度任用職員経費の増などによりまして、前年度に対し57万1,000円の増となっております。

56ページ、57ページをお願いいたします。

9目調整連絡費は2,671万5,000円で、前年度に対し339万6,000円の減となっております。

58ページ、59ページをお願いいたします。

右上の、負担金補助及び交付金におきまして、令和8年度はコミュニティ助成事業補助金の該当案件がないため、減額となっております。

10目交通安全対策費は294万2,000円で、前年度に対し32万8,000円の減でございます。負担金補助及び交付金におきまして、足柄上地区交通安全協会山北支部助成金が、協会の解散に伴い、皆減となっております。

11目交通安全施設整備費は220万円で、前年度に対し30万円の増でございます。

12目電算管理費は1億1,570万円で、前年度に対し5,233万3,000円の減額でございます。

こちらにつきましては、飛びまして、62ページ、63ページをお願いいたします。

右上の、神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金、こちらが、システム標準化の完了に伴い大幅減となっております。

13目地籍調査費は358万2,000円で、前年度に対し214万9,000円の増でございます。引き続き、向原字松原先・中里地区の業務を行ってまいります。

14目水源環境保全再生市町村補助金事業費は1,839万6,000円で、前年度に

対しまして335万8,000円の増でございます。地下水保全対策推進事業におきまして、次期計画の策定などを行うため、増となっております。

15目定住総合対策事業費は1,106万9,000円で、前年度に対し363万9,000円の減でございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。

住まいづくり応援事業助成金の中の結婚新生活支援事業が、実績をベースに減額見込みとなっております。

16目地方創生事業は4万8,000円でございます。

2項徴税费、1目税務総務費は6,093万9,000円で、前年度に対し728万3,000円の減額です。固定資産等評価事業の委託料におきまして、令和8年度は、評価替えに伴う不動産鑑定を行わないため、減となっております。

66ページ、67ページをお願いいたします。

2目賦課徴収費は1,298万8,000円で、前年度に対して72万5,000円の増額です。町税賦課徴収事業の負担金補助及び交付金、この中の、地方税電子化協議会負担金が物価高騰を理由に増額となっております。

68ページ、69ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は3,674万8,000円で、前年度に対し2,167万2,000円の減額でございます。主な要因は、戸籍情報システムの改修業務委託の進捗による減でございます。

70ページ、71ページをお願いいたします。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費827万9,000円は、人件費の影響で増となっております。

2目山北町長選挙費1,148万6,000円は、7月に予定されている投開票に係る経費でございます。

72ページ、73ページをお願いいたします。

3目山北町議会議員選挙費296万円と、4目県知事県議会議員選挙費329万7,000円は、令和9年4月に予定されている投開票について、令和8年度中の経費を計上してございます。

74ページ、75ページをお願いいたします。

5項統計調査費、1目統計調査事務費は9万1,000円でございます。

2目指定統計費116万1,000円は、前年度に対し659万9,000円の減でございます。主な要因は、国勢調査の終了によるものでございます。

76ページ、77ページをお願いいたします。

6項監査委員費、1目監査委員費は75万1,000円でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は8,644万円で、前年度に対し1,057万5,000円の増額でございます。

主な要因につきましては、80ページ、81ページへお進みください。

81ページ中段の、介護保険事業計画策定事業におきまして、令和9年度から令和11年度を計画期間とする計画改定を実施するため、増となっております。

2目国民年金事務費は935万1,000円で、前年度に対し103万6,000円の増額で、主な要因は、人事院勧告による人件費の増でございます。

82ページ、83ページをお願いいたします。

3目社会福祉施設費は1,913万3,000円でございます。

4目老人福祉費は2億1,239万1,000円で、前年度に対し、78万2,000円の増額となりました。

主な要因につきましては、84ページ、85ページをお願いいたします。

右、下段になります。神奈川県後期高齢者医療運営事業の増によるものでございます。

5目障害者福祉費は3億7,250万5,000円で、前年度に対し1,015万3,000円の増となりました。

86ページ、87ページをお願いいたします。

下段の地域作業場維持管理事業におきまして、現在の地域作業場の敷地内に木工室を設置する工事を実施するため、増となっております。

88ページ、89ページをお願いいたします。

下段の、障害福祉計画等策定事業におきましては、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする、第8期障害福祉計画、第4期障害児福祉計画を策定するものでございます。

6目国民健康保険事業特別会計繰出金は1億54万8,000円で、前年度に対し675万8,000円の増でございます。

主な要因につきましては、90ページ、91ページをお願いいたします。

こちらは、保険基盤安定繰出金が伸びております。

7目介護保険事業特別会計繰出金は2億280万4,000円で、前年度に対し588万7,000円の減でございます。システム標準化の完了に伴い、事務費繰出金が減になってございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は8,182万1,000円で、前年度に対して193万7,000円の増でございます。

下段の放課後児童クラブ運営事業でございますが、92ページ、93ページをお願いいたします。

右上の、工事請負費でございます、照明LED化工事により増となっております。また、子育て支援事業の負担金補助及び交付金の中で、育児用品支給券負担金につきましては、令和7年度から、紙おむつ以外も支給対象としておりますことから、名称変更をしたものでございます。また、同じく、ファミリーサポート事業負担金につきましては、ファミリーサポート事業をより多くの方に利用していただけるよう、お試し利用に係る利用料負担を支援するものでございます。

続きまして、2目児童措置費は1億2,487万6,000円で、前年度に対し1,776万4,000円の減となりました。こちらは、対象人数の減によるものでございます。

94ページ、95ページをお願いいたします。

3目保育園費は1億1,022万9,000円で、前年度に対し1,264万9,000円の増でございます。主な要因は、人事院勧告による人件費の増でございます。

96ページ、97ページをお願いいたします。

4目児童福祉施設費につきましては213万9,000円を計上しております。

98ページ、99ページをお願いいたします。

5目認定こども園費は2億886万6,000円で、前年度に対し2,577万7,000円の増でございます。

人事院勧告による人件費の増によりますほか、100ページ、101ページをお願いいたします。

中段の工事請負費といたしまして、園舎照明LED化工事を予定してござ

います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は1億6,406万2,000円で、前年度に対し1,168万9,000円の増でございます。

102ページ、103ページをお願いいたします。

母子保健事業では、新たに5歳児健診を実施するため、報償費等で必要な経費を計上してございます。

同じく、委託料におきましては、妊産婦健康診査委託料で、1人当たりの助成額を11万1,000円に引上げをいたします。また、産婦人科・小児科オンラインサービス委託料といたしまして、スマートフォンなどから24時間無料で相談できる体制を整えます。

飛びまして、106ページ、107ページをお願いいたします。

中段の、食育推進事業では、第三次食育推進計画・山北町健康増進計画を策定いたします。

108ページ、109ページをお願いいたします。

2目予防費は4,005万3,000円で、前年度に対し216万3,000円の減でございます。予防接種事業の委託料で、1歳児及び就学前幼児を対象としたおたふく風邪の予防接種と中学3年生のインフルエンザ予防接種の助成を開始いたします。健康診査相談等事業の委託料は、対象者が減少傾向であり、予防費全体の減につながってございます。

なお、負担金補助及び交付金の中の、若年がん患者支援事業補助金は、現状におきまして、19歳から40歳未満の末期がん患者に対する公的補助がないことから、補助を開始するものでございます。

3目環境衛生費は1,686万6,000円で、前年度に対し686万4,000円の増でございます。

主な内容といたしましては、110ページ、111ページをお願いいたします。

下段の再生可能エネルギー導入推進事業では、委託料といたしまして、公共施設における再生可能エネルギーの活用調査を実施いたします。

次の、環境推進事業におきましては、112ページ、113ページをお願いいたします。

右上の、ゼロカーボン環境プラットフォーム育成業務委託料といたしまし

て、ゼロカーボンに向け、町民、事業者、環境保全団体等が参画する、プラットフォーム構築などの体制づくりを行ってまいります。

114ページ、115ページをお願いいたします。

4目水道事業会計繰出金は2,140万円で、前年度に対して404万8,000円の減でございます。こちらは、簡易水道施設の通信設備改修が主な使途でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費、7,950万4,000円は、前年度に対し1,204万6,000円の増となりました。人事院勧告に基づく人件費の増でございます。

2目塵芥処理費は2億208万5,000円で、前年度に対し31万2,000円の減でございます。

主な要因につきましては、116ページ、117ページをお願いいたします。

右上の、負担金補助及び交付金の中の、足柄上地区ごみ広域化協議会負担金が、こちらのこの後段になってまいります。足柄上衛生組合負担金に科目が振り替わっておりますので、足柄上地区ごみ広域化協議会負担金という名称としては皆減となっております。

3目し尿処理費は2,526万3,000円で、前年度に対し627万円の増でございます。ごみ処理広域化により、足柄上衛生組合負担金が増となっております。

4目町設置型浄化槽事業特別会計繰出金は640万円で、前年度に対し410万円の増でございます。特別会計における収支調整のための増となっております。

118ページ、119ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は293万8,000円でございます。

2目農業総務費は3,508万1,000円で、前年度に対し256万4,000円の減でございます。こちらは、職員の入れ替わり等により人件費が減となっております。

3目農業振興費は1,980万4,000円で、前年度に対し212万8,000円の増でございます。

主な要因につきましては、120ページ、121ページをお願いいたします。

中段の、鳥獣害対策事業の工事請負費におきまして、清水地区の防護柵設

置工事に着手いたします。

122ページ、123ページをお願いいたします。

4目畜産業費は24万1,000円でございます。

5目農地費は1,093万7,000円で、前年度に対し707万8,000円の減でございます。

谷ヶ地区の農地防災事業の工事完了に伴い、減となっております。

124ページ、125ページをお願いいたします。

2項林業費、1目林業総務費は2,951万1,000円で、前年度に対し353万2,000円の増でございます。主な要因は、人事院勧告による人件費の増でございます。

2目林業振興費は5,486万4,000円で、前年度に対し527万円の増でございます。

主な要因といたしましては、飛びまして、128ページ、129ページをお願いいたします。

共和のもりセンター管理運営事業におきまして、ウッドデッキ改修工事を予定しております。

また、地域おこし協力隊活用事業といたしまして、令和8年度は受入体制の準備を行ってまいります。

3目猟区管理費は146万7,000円でございます。

6款商工費につきましては、130ページ、131ページをお願いいたします。

1項商工費、1目商工総務費は6,109万9,000円で、人事院勧告による人件費の増によりまして、前年度に対して433万6,000円の増でございます。

2目商工業振興費は700万4,000円でございます。

3目観光費は2億5,106万9,000円で、前年度に対し703万3,000円の減でございます。

主な内容といたしましては、132ページ、133ページをお願いいたします。

中段の、観光振興事業の委託料と工事請負費の中で、玄倉駐車場の安全対応を進めてまいります。

134ページ、135ページをお願いいたします。

中段の、ふるさと応援寄附金推進事業は、経費の見直し等により減となっ

てございます。

4目商品券特別会計繰出金は224万9,000円でございます。プレミアム商品券発行に係る令和8年度経費分を繰り出すものでございます。

136ページ、137ページをお願いいたします。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は6,823万3,000円で、前年度に対し7,197万6,000円の減でございます。こちらは、町道等維持管理事業の委託料におきまして、道路台帳補正業務委託が完了したための減となっております。

138ページ、139ページをお願いいたします。

新東名対策事業につきましても、工事の進捗により、細目協定負担金が減となっております。

2項道路橋梁費につきましては、140ページ、141ページをお願いいたします。

1目道路維持費は4,413万6,000円で、前年度に対し1,177万8,000円の増でございます。委託料の橋梁点検等業務委託料が前年比増となっております。

2目道路新設改良費は3,130万2,000円で、前年度に対して1,785万1,000円の減となりました。主な要因は、町道谷ヶ小山線のり面防災工事の完了による減でございます。

3項河川費、1目河川維持費は224万5,000円で、前年度に対し62万6,000円の減額でございます。河川維持管理事業は、自治会要望対応工事を令和7年度に前倒しして実施するため、減となっております。

142ページ、143ページをお願いいたします。

2目丹沢湖砂利浚渫費は2,900万7,000円で、前年度に対して994万6,000円の増でございます。しゅんせつ工事におきまして、県から作業前後の測量を求められていることから、経費が増となっております。

4項砂防費、1目砂防費は2,500万円で、前年度に対し660万円の増でございます。谷ヶ地区の調査が追加となっております。

5項都市計画費、1目都市計画総務費は2,260万4,000円で、前年度に対し90万7,000円の増でございます。主な要因は、人事院勧告による人件費の増でございます。

144ページ、145ページをお願いいたします。

2目都市公園費は1,744万3,000円で、前年度に対して184万4,000円の減でございます。都市公園整備工事の一部を令和7年度に前倒しいたしましたため、減となっております。

3目下水道事業会計繰出金は1億5,298万7,000円で、前年度に対し798万7,000円の増でございます。流域下水道への負担金が増となっております。

6項住宅費、1目住宅管理費は1億643万2,000円で、前年度に対し1,243万2,000円の減でございます。

主な要因につきましては、146ページ、147ページをお願いいたします。

中段の、特定公共賃貸住宅管理事業の少し上の工事請負費におきまして、住宅跡地整地工事、こちらが皆減と、項目としてなくなりましたので減となっております。

148ページ、149ページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、1日常備消防費は1億6,000万円でございます。

2目非常備消防費は3,320万1,000円で、前年度に対し34万9,000円の増でございます。

主な要因につきましては、150ページ、151ページをお願いいたします。

消防団活動事業の中の負担金補助及び交付金といたしまして、分団運営負担金において、令和8年度は、県操法大会に出場するため、増となっております。

3目消防施設費は2,787万8,000円で、前年度に対し2,329万1,000円の増となっております。

主な要因といたしましては、152ページ、153ページをお願いいたします。

右上の、備品購入費として、消防車両の購入費を計上したことによる増でございます。

4目水防費は16万4,000円でございます。中川地区の、昭和47年災慰霊灯籠の修繕費を計上してございます。

5目防災対策費は3,004万7,000円で、前年度に対し538万円の増でございます。主な要因といたしましては、防災設備等維持管理事業の中の工事請負費といたしまして、防災無線のデジタル化により不要となったスピーカー等を

撤去する工事費を計上したため、増となっております。

154ページ、155ページをお願いいたします。

6目遭難救助費は34万4,000円でございます。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費は156万8,000円でございます。

156ページ、157ページをお願いいたします。

2目事務局費は2億9,906万8,000円で、前年度に対し3,432万1,000円の増でございます。

主な要因といたしましては、158ページ、159ページをお願いいたします。

上から二つ目の字は、教育振興事業の中の備品購入費といたしまして、一人1台GIGAスクール端末の更新経費として教育備品購入費を計上してございます。

飛びまして、164ページ、165ページをお願いいたします。

3目障害補助費は307万2,000円でございます。遠藤奨学金奨学補助金は、遠藤奨学費基金の利息を活用してございます。

2項川村小学校費、1目学校管理費は2,235万8,000円で、前年度に対し2億2,014万4,000円の減でございます。主な要因は、長寿命化工事を令和7年度の繰越予算対応としたことによるものでございます。

166ページ、167ページをお願いいたします。

2目教育振興費は673万5,000円の計上でございます。

168ページ、169ページをお願いいたします。

3目給食費は2,247万9,000円で、前年度に対し194万円の減でございます。こちらは、児童数の減などによるものでございます。

3項山北中学校費、1目学校管理費は2,765万円で、前年度に対し42万8,000円の増でございます。設備の修繕が増えてございます。

170ページ、171ページをお願いいたします。

2目教育振興費は640万8,000円で、前年度に対し214万1,000円の減でございます。主な要因は、4年に一度の教科書、指導書等の購入が令和7年度に完了したことによる減でございます。

172ページ、173ページをお願いいたします。

3 目給食費は1,853万6,000円で、前年度に対して118万1,000円の増でございます。こちらは、生徒数の増などによるものでございます。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園費は3,891万8,000円で、前年度に対し358万6,000円の増でございます。主な要因は、人事院勧告による人件費の増でございます。

飛びまして、176ページ、177ページをお願いいたします。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費は1,606万9,000円で、前年度に対し218万2,000円の減でございます。

主な要因は、文化財保護事業といたしまして、178ページ、179ページをお願いいたします。

上からまいりまして、工事請負費の河村城跡整備工事におきまして、土橋の壁面工事が完了したことに伴い、減となっております。

180ページ、181ページをお願いします。

2 目教育集会施設費は30万8,000円でございます。

3 目青少年育成費は343万円で、前年度に対しまして60万1,000円の減となっております。こちら、主な要因は、放課後子ども教室の日数の減により、会計年度任用職員の報酬が減となったものでございます。

182ページ、183ページをお願いいたします。

4 目生涯学習センター費は9,303万6,000円で、前年度に対し860万5,000円の減でございます。

主な要因といたしましては、184ページ、185ページをお願いいたします。

生涯学習センター維持管理事業の工事請負費といたしまして、設備改修や取替え工事などが増えております。

186ページ、187ページをお願いいたします。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費は704万8,000円でございます。

188ページ、189ページをお願いいたします。

2 目体育施設費は2,572万3,000円で、前年度に対し450万3,000円の減でございます。主な要因は、生涯スポーツセンターの初期的な備品購入が完了したことによるものでございます。

190ページ、191ページをお願いいたします。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費につきましては、192ページ、193ページをお願いいたします。

1目農林水産施設災害復旧費は、前年同額の50万円を計上いたしました。

2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費は100万円で、こちら前年同額としてございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金につきましては3億6,960万9,000円で、前年度に対し296万円の増となっております。こちらは、令和4年度に借り入れた臨時財政対策債の元金償還が開始されるための増でございます。

2目利子につきましては1,592万8,000円で、前年度比739万1,000円の増を見込んでおります。こちらは、金利の上昇傾向を反映させたものでございます。

12款諸支出金、1項土地開発公社費、1目土地開発公社費は47万4,000円で、こちら、金利の上昇により、前年度比増となっております。

13款予備費は4,758万1,000円といたしました。

196ページ、197ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。

1、特別職の表の比較の欄で、その他の特別職の職員数が20人減となっておりますが、こちらは、選挙の立会人の減でございます。

次の、2、一般職でございます。一般職につきましては、人事院勧告によりまして、合計欄の比較にございますとおり、人件費として1億円を超える増となっております。

197ページから203ページまで、こちらは給与や職員手当の明細等を記載してございますので、お目通しをお願いいたします。

204ページをお願いいたします。

204ページは、第2表、債務負担行為の詳細説明となっております。

205ページをお願いいたします。

こちらは地方債の調書となっております。

中央の列の前年度末現在高の合計、こちらは令和7年度末の残高見込みとなっております。ここをベースといたしまして、右隣の、6,530万円、こちらを令和8年度中に借り入れるため、残高がプラスになりますが、さらに右隣

の、3億6,900万円余りを返済いたしますので、一番右下の欄のとおり、令和8年度末の残高見込みといたしましては、30億円を割り込みまして、29億4円となるものでございます。

206ページから209ページまでは起債の一覧表となっておりますが、208ページを御覧ください。

208ページ、番号が振ってありまして、N o . 113以降が令和8年度の借入予定となっております。

N o . 113は総務債、N o . 114からN o . 116が土木債、N o . 117が消防債、N o . 118が教育債、N o . 119が民生債となっております。

210ページ、211ページをお願いいたします。

こちらは、令和8年度の当初予算における性質別経費の款別分類表となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

212ページをお願いいたします。

消費税の引上げ分につきましては、社会保障4経費に充当することとされておりますことから、令和8年度見込額の1億2,300万3,000円につきまして、その充当状況を示す表となっております。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第21号につきましては、先日の議会運営委員会提案のとおり、山北町議会委員会条例第4条及び第5条の規定により、議長を除く11人の議員を委員として構成する予算特別委員会を設置し、山北町議会会議規則第39条の規定により、同委員会に付託の上、審査したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないものと認め、よって、議案第21号 令和8年度山北町一般会計予算については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会に付託の上、審査することと決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

この間に、予算特別委員会の委員長、副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

なお、再開は13時といたします。

議員は401会議室に御参集ください。 (午前11時50分)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後1時00分)

予算特別委員会の委員長、副委員長について、互選の結果報告がありましたので発表いたします。

委員長に和田成功議員、副委員長に池谷仁宏議員。

正副委員長は、山北町議会委員会条例第6条の規定により決しました。

予算特別委員会は、3月12日及び16日、いずれも午前9時から議場にて開会いたします。

議案第21号 令和8年度山北町一般会計予算は特別委員会付託となりましたので、本会議での質疑は総括的、大綱的な質疑とさせていただきます。

また、1回の質問は2問程度にさせていただき、3問以上質問のある方は、他の質問者の状況を見極めながら、再度、質問していただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、質疑の方はどうぞ。

(「なし」の声多数)

議長 質疑がないので、議案第21号は予算特別委員会に付託します。

日程第2、議案第22号 令和8年度山北町国民健康保険事業特別会計予算から、日程第9、議案第29号 令和8年度山北町商品券特別会計予算を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第22号 令和8年度山北町国民健康保険事業特別会計予算。

令和8年度山北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億3,582万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

議案第23号 令和8年度山北町後期高齢者医療特別会計予算。

令和8年度山北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,759万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

次に、議案第24号 令和8年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算。

令和8年度山北町の町設置型浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,170万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

議案第25号 令和8年度山北町山北財産区特別会計予算。

令和8年度山北町の山北財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ541万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

次に、議案第26号 令和8年度山北町共和財産区特別会計予算。

令和8年度山北町の共和財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,449万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

続きまして、議案第27号 令和8年度山北町三保財産区特別会計予算。

令和8年度山北町の三保財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ688万円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

続きまして、議案第28号 令和8年度山北町介護保険事業特別会計予算。

令和8年度山北町の介護保険事業特別会計の予算案は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4,931万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を

生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

続きまして、議案第29号 令和8年度山北町商品券特別会計予算。

令和8年度山北町の商品券特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,068万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第22号 令和8年度山北町国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

214ページ、215ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございますが、歳入は、1款国民健康保険税から6款諸収入まで13億3,582万1,000円で、前年度比1,266万7,000円、0.9%の減でございます。

歳出につきましては、1款総務費から7款予備費まで、歳入と同額でございます。

216ページ、217ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入の主なものでございますが、1款国民健康保険税は2億7,700万9,000円、前年度比919万8,000円、3.4%の増でございます。

3款県支出金は9億5,763万4,000円、前年度比2,862万2,000円、2.9%の減。

4款繰入金は1億54万8,000円、前年度比675万8,000円、7.2%の増でございます。

歳出の主なものは、2款保険給付費は9億3,191万円、前年度比3,095万3,000円、3.2%の減。

3款国民健康保険事業納付金は3億1,372万7,000円、前年度比242万1,000

円、0.8%の減でございます。

218ページ、219ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税は、1節の医療給付費分現年課税分から7節の子ども・子育て支援納付金分まで2億7,700万9,000円、前年度比919万8,000円、3.4%の増でございます。

被保険者の加入状況につきましては、令和8年1月月次賦課時点で1,338世帯、1,923人で、前年同月比、世帯数で79世帯の減、被保険者数で141人の減です。

令和8年2月現在の全世帯数、総人口に占める割合は、世帯数では31.6%、人口では21.2%の加入となっております。国保税の歳入全体に占める割合は20.7%でございます。

なお、7節の子ども・子育て支援納付金分現年課税分につきましては、子育て世帯を支える新しい分かち合い、連携の仕組みとして、令和8年度より新たに賦課されるものです。県の標準保険税率に基づき、所得割0.27%、均等割1,727円の設定です。平等割の賦課はありません。

18歳未満分の均等割については全額軽減され、18歳以上で負担することになっており、64円です。721万2,000円の計上でございます。

2款1項1目の総務手数料は、保険税督促手数料収入1,000円で、項目出しでございます。

3款1項1目の保険給付費等交付金は、保険給付に要した費用を県が交付するもので、前年度比2,995万1,000円減の9億2,930万6,000円でございます。

2目の保険給付費等交付金特別交付金は、県が市町村の財政状況等に応じた交付を行うもので、前年度比132万9,000円増の2,832万8,000円でございます。

4款1項1目の一般会計繰入金につきましては、1節の職員給与費等繰入金は、4名分の人件費で3,077万3,000円でございます。

2節の出産育児一時金等繰入金につきましては、3名分の出産育児一時金を見込み、1名当たり50万円に対する3分の2のまち負担で、100万円でございます。

220ページ、221ページをお開きください。

3節の保険基盤安定繰入金保険税軽減分繰入金は、均等割と平等割の軽減分に対し、県4分の3、まち4分の1を負担するもので、4,049万3,000円でございます。

4節の保険基盤安定繰入金保険者支援分繰入金は、1人当たりの平均保険税額や、軽減該当者数を基に算定し、国が2分の1、県と町が4分の1ずつ負担するもので、2,265万5,000円でございます。

5節の財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の安定化のため、一般会計から法定繰入れをするもので、562万7,000円でございます。

5款1項2目その他繰越金につきましては、令和7年度決算に伴う繰越金の見込みで、42万6,000円でございます。

6款1項1目の被保険者延滞金につきましては、国保税の延滞金で20万円でございます。

2項雑入につきましては、全て項目出しでございます。

3項指定公費負担医療立替交付金につきましては、事例が発生しないため、令和8年度より廃目整理とさせていただきます。

222ページ、223ページをお開きください。

続いて、歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、職員4名の人件費と、国保の運営に必要な経費で4,187万1,000円でございます。

2項1目の賦課徴収費につきましては、徴収に係る通信運搬費や、コンビニ収納及び口座振替手数料で119万9,000円でございます。

3項1目の運営協議会費につきましては、委員6名の報酬、旅費で16万3,000円でございます。

224ページ、225ページをお開きください。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費につきましては、給付実績から、前年度比2,923万4,000円減の7億9,432万1,000円でございます。

3目の一般被保険者療養費につきましては、鍼灸・マッサージ等の療養費で766万4,000円でございます。

5目の審査支払手数料につきましては、国保連合会への審査支払手数料で237万5,000円でございます。

2 項 1 目の一般被保険者高額療養費につきましては、給付実績から 1 億 2,474万6,000円でございます。

3 目の一般被保険者高額介護合算療養費につきましても、給付実績から 20 万円でございます。

3 項 1 目の一般被保険者移送費につきましては項目出しでございます。

226ページ、227ページをお開きください。

4 項 1 目の出産育児一時金につきましては 3 人分を見込み、1 人当たり 50 万円の支出で 150 万円でございます。

2 目の支払手数料につきましても、出産育児一時金に係る手数料で、3 件分 3,000 円でございます。

5 項 1 目の葬祭費につきましては、1 人当たり 5 万円、22 件分を見込み、110 万円でございます。

3 款の国民健康保険事業費納付金は、市町村が負担する保険給付費を県が市町村に交付するための財源として、県が町から徴収するものでございます。

総額 3 億 1,372 万 7,000 円で、前年度比 242 万 1,000 円の減でございます。

内訳としましては、1 項 1 目の一般被保険者医療給付費分につきましては、前年度比 706 万 2,000 円減の 2 億 1,096 万 5,000 円でございます。

2 項 1 目の一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、前年度比 224 万 4,000 円減の 7,466 万 3,000 円でございます。

3 項 1 目の介護納付金分につきましては、前年度比 32 万 8,000 円減の 2,088 万 6,000 円でございます。

228ページ、229ページをお開きください。

4 項 1 目の一般被保険者子ども・子育て支援納付金分につきましては、令和 8 年度から新たに賦課されるもので、所得割 0.27% と、均等割 1,727 円に、18 歳未満負担分を 18 歳以上で負担する 64 円を合わせて 1,791 円で、721 万 3,000 円でございます。

4 款 1 項 1 目の特定健康診査等事業費につきましては、特定健診委託料が主なもので、特定健康診査が 660 人、特定保健指導は 65 人を見込み、918 万 7,000 円でございます。

2 項 1 目の保健事業費につきましては 437 万 3,000 円で、年 2 回の医療費通

知及びジェネリック医薬品の差額通知、人間ドックの200件分の助成金です。

230ページ、231ページをお開きください。

5款1項1目の広域化支援基金償還金につきましては、令和5年度、令和6年度に県より借り入れた、合わせて7,000万円の3分の1を償還するもので、2,333万7,000円でございます。

6款1項1目の一般被保険者保険税還付金につきましては、過年度分に対する還付金で、120万円でございます。

7款予備費につきましては、歳入歳出調整により885万4,000円を計上するものでございます。

233ページをお開きください。

給与費明細書につきましては、その他の特別職は国保運営協議会の委員6名、一般職は国保担当職員4名です。

以降、237ページまでにつきましては、後ほどお目通しください。

238ページ、239ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

前々年度末、令和6年度末の現在高は7,000万円、前年度末、令和7年度末は666万7,000円を償還し、6,333万3,000円でございます。

下の、令和8年度元金償還金一覧表につきましては、令和5年度に借り入れた分の償還が660万7,000円、令和6年度に借り入れた分の償還が1,667万円、合わせて2,333万7,000円の償還となり、令和8年度末の残高は3,999万6,000円となる見込みでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第23号 令和8年度山北町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

241ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございますが、歳入は1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで2億8,759万9,000円で、前年度比3,971万7,000円、16%の増でございます。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで、歳入と同額でござ

います。

242ページ、243ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入の主なものでございますが、1款後期高齢者医療保険料が2億3,843万1,000円、3款繰入金が4,200万3,000円、5款諸収入が716万3,000円でございます。

歳出の主なものでございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金が2億7,635万5,000円でございます。

なお、後期高齢者医療制度における保険料は2年ごとに見直しがされ、令和8年度は改定の年となりますので、歳入歳出ともに前年度を大きく上回っております。

244ページ、245ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の後期高齢者医療保険料につきましては、1節の現年度分と2節の滞納繰越分を合わせ、2億3,843万1,000円、前年度比3,461万円、17%の増でございます。

保険料は2年ごとに改定され、令和8年度、令和9年度の所得割は10.3%で、令和6年度、令和7年度と比較して0.22%の上昇です。

均等割は5万3,531円で、6,631円の上昇です。

令和8年2月現在の75歳以上人口は2,357人で、前年同月比118人の増です。

なお、令和8年度から開始される子ども・子育て支援金につきましては、令和8年度単年度の設定で、所得割は0.25%、均等割は年額1,330円でございます。令和9年度の率額は、令和8年度中に決定されることが広域連合より示されております。

2款1項1目の督促手数料につきましては項目出しでございます。

3款1項1目の事務費繰入金につきましては、歳出の一般経費徴収事業費等事務費を一般会計から繰り入れるもので、407万9,000円でございます。

2目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者と保険料軽減分を県が4分の3、町が4分の1の割合で負担し繰り入れるもので、3,792万4,000円でございます。

4款1項1目の繰越金及び5款1項1目の延滞金及び2目の過料につつま

しては項目出しでございます。

2款1項1目の雑入につきましては、広域連合からの健康診査の受託収入で、520件分、646万円でございます。

3項1目の保険料還付金は、歳出還付額に対する広域連合からの財源措置で、前年度同額の70万1,000円でございます。

246ページ、247ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、後期高齢者医療制度に係る事務経費や、健康診査に係る委託料、神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金で984万1,000円でございます。

2項1目の徴収費につきましては、保険料決定通知書等に係る通信運搬料や、口座振替手数料で60万2,000円でございます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料と保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するもので、前年度比3,943万9,000円の増で、2億7,635万5,000円でございます。なお、この納付金で歳出全体の96.1%を占めます。

3款1項1目の保険料還付金につきましては、248ページ、249ページをお開きください。

過年度分保険料に係る還付金及び加算金で、前年同額の70万1,000円でございます。

4款1項1目の予備費につきましては、歳入歳出調整により10万円を計上するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

続きまして、議案第24号 令和8年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算について御説明申し上げます。

251ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、2款使用料及び手数料から6款繰越金まで、歳入合計1,170万4,000円でございます。

歳出につきましては、1款事業費と2款予備費を合わせまして、歳入と同

額でございます。

続きまして、事項別明細書を御説明申し上げます。

254ページ、255ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款1項1目浄化槽使用料は、本年度、525万3,000円で、前年度対比2万7,000円の減でございます。使用料につきましては、現在使用している113期の浄化槽で算定しております。

5款1項1目一般会計繰入金は、本年度、640万円で、前年度対比410万円の増でございます。昨年度より収支均衡のため、一般会計から繰入れをしているもので、繰越金の減少に伴い、繰入金が増となったものでございます。

6款1項1目繰越金は、本年度、5万1,000円で、前年度対比374万9,000円の減でございます。

続きまして、256ページ、257ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目浄化槽整備費は、本年度、1,159万8,000円で、前年度対比53万円の増でございます。浄化槽維持管理事業は1,159万8,000円で、主な事業といたしましては、需用費の修繕費274万1,000円は、経年により劣化した浄化槽本体やフロアなどの修繕に係る費用でございます。

役務費は、年一回、法令で定められている浄化槽検査料等で、64万6,000円でございます。委託料は、浄化槽の保守点検業務を年3回実施しており、また、年一回の浄化槽内の清掃業務と併せまして、808万6,000円でございます。

2款予備費は、本年度、10万6,000円でございます。

説明は以上でございます。

議 長

財務課長。

財 務 課 長

それでは、議案第25号 令和8年度山北町山北財産区特別会計予算について御説明いたします。

なお、本予算案につきましては、財産区管理会におきまして、出席者全員賛成で承認されたものでございます。

259ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1 款財産収入から 4 款諸収入までで、歳入総額を541万8,000円とするものでございます。

歳出につきましては、1 款財産区費から 3 款予備費まで、歳出総額541万8,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書で御説明いたします。

262ページ、263ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。1 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入につきましては、水源協定林等の土地貸付料11万8,000円でございます。

2 目利子及び配当金は、債権及び定期の利息の見込みで104万円としてございます。

3 款繰越金につきましては、前年度繰越金40万円を計上いたしてございます。

4 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入につきましては、南足柄市外五ヶ市町組合等の配分金で386万円を計上いたしました。

264ページ、265ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1 款財産区費、1 項財産区管理会費、1 目一般管理費は37万4,000円を計上いたしました。説明欄の財産区管理会運営事業は、委員報酬等の35万7,000円を計上いたしました。

一般経費は、南足柄市他五ヶ市町組合等負担金繰出金 1 万7,000円でございます。

2 目財産管理費は、基金積立金を292万5,000円計上いたしました。

2 款農林水産業費、1 項林業費、1 目林業振興費につきましては、林業振興事業で、造林地の巡視や、松田町他三ヶ町組合配分金などを見込みまして、171万9,000円を計上いたしました。

266ページ、267ページをお願いいたします。

3 款予備費につきましては、歳入歳出差引額40万円を計上するものでございます。

268ページをお願いいたします。

給与費明細書につきましては、委員 7 名の報酬の表でございますので、後

ほど御確認いただきたいと思ひます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第26号 令和8年度山北町共和財産区特別会計予算について御説明いたします。

なお、本予算案につきましては、財産区管理会におきまして、出席者全員賛成で承認されたものでございます。

270ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1款財産収入から4款諸収入までで、歳入総額を2,449万6,000円とするものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費から3款予備費まで、歳出総額2,449万6,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書で御説明いたします。

273ページ、274ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入につきましては、説明欄に記載の土地貸付地代83万8,000円を計上いたしました。

2目利子及び配当金は、定期の利息及び債券の利金として91万5,000円を見込んでございます。

2款繰入金、2項基金繰入金は、共和地域振興会や共和地区福祉バス運行事業などのため、1,974万2,000円を計上いたしました。

3款繰越金につきましては、前年度の繰越金として300万円を計上いたしました。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入につきましては項目出しで、1,000円の計上でございます。

275ページ、276ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1款財産区費、1項財産区管理会費、1目一般管理費につきましては、説明欄の財産区管理会運営事業では、財産区管理会を運営するための経費といたしまして、38万1,000円を計上します。

一般経費では、昨年同額の災害助成金100万円を計上しております。

繰出金は、共和地区振興会への繰り出し、251万1,000円など、合計1,562万8,000円を計上いたしました。

2目財産管理費は、財産取得管理等基金積立金といたしまして、91万6,000円を計上するものでございます。

2款農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費につきましては、林業振興事業といたしまして、造林地の巡視及び調査立会謝礼として、27万4,000円のほか、277ページ、278ページをお願いいたします。

負担金補助及び交付金といたしまして、共和の森づくり整備助成金として280万円を計上いたしてございます。

3款予備費につきましては、歳入歳出差引額300万円を計上するものでございます。

279ページをお願いいたします。

給与費明細書につきましては、委員7名の報酬の表となっておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

続きまして、議案第27号 令和8年度山北町三保財産区特別会計予算について御説明をさせていただきます。

なお、本予算案につきましても、財産区管理会におきまして、出席者全員の賛成で承認されたものでございます。

281ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1款財産収入から3款諸収入までで、歳入総額を688万円とするものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費から3款予備費まで、歳入と同額を計上するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書で御説明いたします。

284ページ、285ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入につきましては、説明欄に記載の土地貸付地代といたしまして、477万7,000円を計上してござい

ます。

2目利子及び配当金は、債権及び定期の利息として130万2,000円を計上しております。

2款繰越金につきましては、前年度繰越金として80万円を計上いたしております。

3款諸収入、1項雑入、1目雑入につきましては項目出しで、1,000円の計上でございます。

286ページ、287ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1款財産区費、1項財産区管理会費、1目一般管理費につきましては、財産区管理会運営事業といたしまして、財産区管理会を運営するための経費として36万円を計上いたしました。

2目財産管理費は、財産取得管理等基金積立金といたしまして、433万6,000円を計上するものでございます。

2款農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費につきましては、林業振興事業としまして、造林地の巡視及び調査立会いの謝礼、森林整備業務委託料等合わせまして、138万4,000円を計上いたしました。

288ページ、289ページをお願いいたします。

3款予備費につきましては、歳入歳出差引額80万円を計上するものでございます。

290ページをお願いいたします。

給与費明細書につきましては、委員7名の報酬の表となっておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第28号 令和8年度山北町介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

292ページ、293ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございますが、歳入につきましては、1款保険料から10款諸収入まで、歳入合計は13億4,931万6,000円。

歳出につきましては、1款総務費から7款予備費まで、歳入と同額、前年度比4,199万3,000円、3.2%の増でございます。

294ページ、295ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入の主なものとしましては、1款保険料は2億9,334万円、前年度比38万円、0.1%の増。

4款支払基金交付金は3億3,365万6,000円、前年度比969万6,000円、3%の増。

5款国庫支出金は2億8,281万3,000円、前年度比1,412万9,000円、4.8%の減。

6款県支出金は1億8,474万9,000円、前年度比422万7,000円、2.3%の増。

8款繰入金は2億5,024万6,000円、前年度比4,155万5,000円、19.9%の増でございます。

歳出の主なものとしましては、2款保険給付費は11億9,450万5,000円、前年度比3,372万5,000円、2.9%の増。

3款地域支援事業費は8,926万6,000円、前年度比470万7,000円、5.6%の増でございます。

また、令和8年度から、新たに、4款保健福祉事業に1,100万円を計上してございます。

なお、2款保険給付費及び4款地域支援事業費で、歳出全体の95.1%を占めます。

296ページ、297ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の第1号被保険者保険料につきましては、1節の現年度分は65歳以上の被保険者3,965人分の保険料で、保険給付費と地域支援事業費の23%負担とされており、2億9,294万円でございます。

2節の滞納繰越分は、前年度同額の40万円でございます。

2款1項1目の地域支援事業負担金につきましては、1節の介護予防日常生活支援総合事業負担金は、介護予防教室及び配食サービスの利用料で64万1,000円でございます。

2節の任意事業負担金につきましては、配食サービスの利用料で、5,500食

分、247万5,000円でございます。

3款1項1目の督促手数料につきましては項目出しです。

4款1項1目の介護給付費交付金につきましては、第2号被保険者である40歳から64歳までの方の負担分で、保険給付費の27%負担とされており、3億2,251万6,000円でございます。

2目の地域支援事業交付金につきましても、総合事業費の27%負担とされ、1,114万円でございます。

5款1項1目の介護給付費負担金につきましては国の負担分です。

居宅給付費の20%、施設給付費の15%で2億1,726万3,000円でございます。

2項1目の調整交付金につきましては、保険給付費及び総合事業費の3%見込みとし、合わせて3,707万2,000円でございます。

2目の地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、総合事業費の20%で、825万2,000円でございます。

3目の地域支援事業交付金、包括的支援事業、任意事業につきましては、包括的支援事業、任意事業の38.5%で、1,728万2,000円でございます。

8目の保険者機能強化推進交付金につきましては、介護保険事業における高齢者の自立支援、重度化防止に対する市町村の取組に応じて配分されるもので、令和7年度交付決定額と同額を見込み、102万8,000円でございます。

298ページ、299ページをお開きください。

9目の保険者努力支援交付金につきましては、介護保険事業における介護予防、健康づくりに資する市町村の取組に応じて配分されるもので、こちらでも、令和7年度交付決定額と同額を見込み、191万6,000円でございます。

6款1項1目の介護給付費負担金につきましては県の負担金です。居宅給付費の12.5%、施設給付費の17.5%で、1億7,095万1,000円でございます。

2項1目の地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、総合事業の12.5%で、515万7,000円でございます。

2目の地域支援事業交付金、包括的支援事業、任意事業につきましては、包括的支援事業、任意事業の19.25%で、864万1,000円でございます。

7款1項1目の利子及び配当金につきましては、介護保険給付費基金積立金の利子配当で、44万2,000円でございます。

8款1項1目の一般会計繰入金につきましては、町からの法定繰入で、1節の介護給付費繰入金は、保険給付費に対する繰入で、1億4,000万円でございます。

2節の地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業は、総合事業費の12.5%で、515万8,000円でございます。

3節の地域支援事業繰入金、包括的支援事業、任意事業は、包括的支援事業、任意事業の19.25%で、864万2,000円でございます。

4節の1号被保険者保険料負担軽減分繰入金は、介護保険料段階、第1段階から第3段階までの低所得者層899人に対する軽減措置分を繰り入れるもので、805万5,000円でございます。

5節の職員給与費等繰入金は、介護保険担当職員2名分の人件費等の繰入で、1,709万3,000円でございます。

6節の事務費繰入金は、一般管理費、認定調査費、認定審査会共同設置負担金等に係る、介護保険を運営するための事務費の繰入で、2,385万6,000円でございます。

2項1目の介護給付費繰入金は、300ページ、301ページをお開きください。

保険給付費等に充当する分と、令和8年度から新たに開始する保健福祉事業の訪問介護等の加算等の財源とするため、4,744万2,000円を繰り入れるものでございます。

9款1項1目の繰越金につきましては、令和7年度予備費と同額を計上するもので、94万8,000円でございます。

10款諸収入につきましては、全て項目出しでございます。

302ページ、303ページをお開きください。

続いて、歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、職員2名分の人件費と、介護保険事業の運営に必要な事務経費で、2,316万9,000円でございます。

2項1目の賦課徴収費につきましては、保険料リーフレットの印刷製本費や、保険料決定通知等の通信運搬費などで93万9,000円でございます。

304ページ、305ページをお開きください。

3項1目の認定調査費につきましては、認定調査員の報酬や主治医意見書

手数料などで、818万1,000円でございます。

2目の認定審査会共同設置負担金につきましては、認定審査会の運営を行っております南足柄市への負担金で、858万6,000円でございます。

4項1目の運営協議会費につきましては、委員9名分の報酬と旅費で7万4,000円でございます。

2款1項1目の介護サービス等給付費につきましては、要介護1から要介護5までの方が対象のサービスで、前年度比3,241万7,000円増の11億1,810万7,000円でございます。

306ページ、307ページをお開きください。

2項1目の介護予防サービス等給付費につきましては、要支援1、2の方が対象のサービスで、前年度比151万円増の2,526万円でございます。

3項1目の審査手数料は、介護給付に係る国保連合会への審査支払手数料で、90万円でございます。

4項1目の高額介護サービス費につきましては、自己負担額が基準額を超えた場合に償還払いをするもので、2,751万円でございます。

5項1目の特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得者が施設入所やショートステイを利用した際の食費、居住費の自己負担が上限を超えた場合に給付されるもので、1,906万円でございます。

6項1目の高額医療合算介護サービス費につきましては、308ページ、309ページをお開きください。

医療と介護の自己負担額を合算し、基準額を超えた場合に償還払いを行うもので、366万8,000円でございます。

3款1項1目の介護予防生活支援サービス事業費につきましては、要支援1、2の方と、総合事業対象者が利用する第1号訪問事業、第1号通所事業及び高額介護サービス相当事業で、2,813万円でございます。

2目の介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、ケアプランを地域包括支援センターが作成するもので、300万円でございます。

2項1目の一般介護予防事業費につきましては、高齢者が介護状態となることをできるだけ防ぐことを目的とした事業でございます。

介護予防普及啓発事業につきましては、介護予防に係る外部講師への謝金、

5万6,000円です。

介護ボランティアポイント制度事業につきましては、65歳以上に係る登録者への謝礼等で26万3,000円、310ページ、311ページをお開きください。

通所型介護予防事業につきましては、介護予防教室の実施に係る委託料等で356万4,000円、会食サービス事業につきましては109万4,000円、会計年度任用職員経費につきましては、介護予防教室の看護師等の報酬にかかり570万4,000円でございます。

3項1目の包括的支援事業費の地域包括支援センター運営事業につきましては、山北町社会福祉協議会への地域包括支援センター運営委託料及び運営協議会の委員報酬などで3,244万9,000円でございます。地域包括支援センターの人員は、主任介護支援専門員1、社会福祉士1、保健師1の正職員3名、プラス臨時職員として、福祉介護系の資格を有する者が2名の5人体制です。

在宅医療介護連携推進事業につきましては、足柄上地区1市5町により、在宅医療介護連携に関する相談窓口となる足柄上地区在宅医療介護連携支援センターを設置しているもので、運営は足柄上医師会に委託し、事業費総額1,800万円のうち、65歳以上高齢者人口による案分で、本町の負担分は202万2,000円でございます。

312ページ、313ページをお開きください。

生活支援体制整備事業につきましては、地域包括ケア実現のため、ボランティア、社会福祉法人、NPOなど多様な主体が生活支援サービスの提供を行い、また高齢者自身も社会参加の中で担い手の一端を担うよう体制の整備を図るものです。協議会の委員報酬等で18万9,000円でございます。

認知症総合支援事業につきましては、社会福祉協議会へ委託し、地域包括支援センターにおいて、保健師を中心とする認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の人に対して初期の段階から支援を包括的、集中的に行うとともに、認知症サポート医と連携し、情報提供や相談等を行い、指導・助言を受けるもので、委託料、報償費など53万6,000円でございます。

地域ケア会議推進事業につきましては、リハビリ職も含めた多職種協働による個別事例検討の積み重ねにより、地域課題の抽出、把握を行うもので、51万円でございます。

認知症地域支援ケア向上事業につきましては、社会全体で認知症の方々を支える体制づくりを推進するために取り組む事業で、認知症カフェ「ひだまりカフェ」を運営する助成金や、講師への謝金、委託料で59万5,000円でございます。

会計年度任用職員経費につきましては、地域資源の開発や発掘、担い手の養成、地域ニーズと地域資源のマッチング、関係者のネットワークとなる協議体の運営等を行う生活支援コーディネーターの報酬等で419万5,000円でございます。

2目の任意事業費の成年後見制度利用支援事業につきましては、5人分の成年後見人等への負担金補助及び交付金と、新たな町長申立て1名分に係る経費を見込み、130万3,000円でございます。

住宅改修理由書作成手数料支援事業につきましては、住宅改修のみを行い、定期的な介護サービスを利用しない場合など、介護支援専門員がつかない場合に、地域包括支援センター職員が代わりに書類を作成する手数料で、2万円でございます。

314、315ページをお開きください。

地域自立生活支援事業につきましては、配食サービスの委託料5,500食分、495万円でございます。介護給付費適正化事業につきましては、より自立に即したケアプランとなるよう点検を委託にて行うもので、40万円でございます。

介護相談員事業につきましては、介護相談員の施設等を訪問し、利用者と面談をする中で、利用者が日頃言い出せない思いを聞き出して施設側に伝えるなど、介護サービスの質を向上させるためのもので、報償費、研修旅費を合わせて19万6,000円でございます。

4項1目の審査手数料につきましては、総合事業に係る審査支払手数料で9万円でございます。

4款、保健福祉事業費につきましては、令和8年度から新たに開始する事業でございます。

1項2目の訪問介護サービス報酬加算事業費につきましては、町内における訪問介護の供給不足が発生している状況に鑑み、1件当たりの加算を行うものです。加算額は、被保険者のお住まいの地区により異なりますが、930円

から3,000円程度を予定し、1020万円でございます。

3目の介護保険事業所就労促進補助金交付事業費につきましては、介護事業所の人手不足の解消のため、既にヘルパー資格などを有している方が介護事業所に就労した場合、10万円の補助をするものです。5名分50万円を見込んでいます。

4目の介護初任者研修受講補助金交付事業費につきましては、新たに介護初任者研修、以前の言い方ですと2級ヘルパー資格を新たに資格取得された方に対し、介護事業所への就労を条件に、10万円を上限として受講料の全額を補助するものです。3名分、30万円を見込んでいます。

316ページ、317ページをお開きください。

5款1項1目介護保険給付費基金積立金につきましては、介護保険料を、保険給付費や地域支援事業費に充当後の余剰分を将来の給付に備えて積み立てるもので、1,141万8,000円でございます。

6款1項1目の第1号被保険者還付加算金につきましては、死亡・転出等により過誤納となった過年度分の介護保険料を還付するもの、及び加算金で、80万1,000円でございます。

2項1目の一般会計繰出金につきましては、一般会計の保健衛生費予防費健康診査相談等事業に計上しております、健康づくり習慣化アプリ「みんなチャレ」に要する費用の一部を、介護被保険者にも有用な事業であることを踏まえ、介護保険事業特別会計から繰り出すものでございます。

7款1項1目の予備費につきましては、歳入歳出の調整により、95万3,000円を計上するものでございます。

318ページ、319ページをお開きください。

給与費明細書でございますが、その他の特別職は、介護保険運営協議会の委員9名で、一般職は介護担当職員2名分でございます。

以降、324ページまでにつきましては、後ほどお目通しをお願いします。

説明は以上でございます。

議 長

商工観光課長。

商工観光課長

続きまして、議案第29号 令和8年度山北町商品券特別会計予算について、御説明申し上げます。326ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算の歳入でございます。

1款財産収入から3款繰入金までを合わせまして、1,068万7,000円を計上させていただきます。

次に、歳出でございます。

1款商品券売払費と2款予備費を合わせまして、歳入合計と同額の1,068万7,000円を計上させていただきます。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で御説明させていただきます。

329ページ、330ページをお開きください。

2歳入の1款1項1目、物品売払収入につきましては、通常の商品券の売払収入として550万円を計上させていただいており、前年度に対し20万円の減でございます。

次に、2款1項1目繰越金につきましては、293万8,000円を計上させていただいており、前年度に対し30万5,000円の増でございます。

次に、3款1項1目一般会計繰入金につきましては、224万9,000円を計上させていただきます。

続きまして、331ページ、332ページをお開きください。

3、歳出の1款1項1目商品券売払費につきましては、805万4,000円を計上させていただいており、前年度に対し205万1,000円の増でございます。

内訳でございますが、商品券売払事業につきましては580万5,000円を計上させていただいており、主なものといたしましては、10節需用費は通常の商品券の印刷製本費、12節委託料は、商品券管理データベースの変更、22節償還金利子及び割引料は商品券売払収入と同額の550万円を計上させていただいております。

次に、会計年度任用職員パートタイム経費につきましては、プレミアム付商品券の令和8年度業務に関わる会計年度任用職員2名分の経費として、224万9,000円を計上させていただいております。

次に、2款1項1目予備費につきましては、263万3,000円を計上させていただいており、前年度に対し30万3,000円の増でございます。

続きまして、333ページをお開きください。

給与費明細書でございますが、会計年度任用職員が2名増となったものでございます。詳細につきましては、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。

議

長

議案22号から議案第29号までについて、説明が終わりましたので、質疑に入りますが、質疑終了後、予算特別委員会に付託を提案しますので、本会議での質疑は、総括的、大綱的な質疑とさせていただきます。

それでは、議案番号順に行います。

初めに、議案第22号 令和8年度山北町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。よろしいですか。

質疑がないので、議案第22号の質疑を終了いたします。

次に、議案第23号 令和8年度山北町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第23号の質疑を終了いたします。

次に、議案第24号 令和8年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。よろしいですか。

質疑がないので、議案第24号の質疑を終了いたします。

次に、議案第25号 令和8年度山北町山北財産区特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第25号の質疑を終了いたします。

次に、議案第26号 令和8年度山北町共和財産区特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第26号の質疑を終了いたします。

次に、議案第27号 令和8年度山北町三保財産区特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第27号の質疑を終了いたします。

次に、議案第28号 令和8年度山北町介護保険事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。よろしいですか。

質疑がないので、議案第28号の質疑を終了いたします。

次に、議案第29号 令和8年度山北町商品券特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第29号の質疑を終了いたします。

議案第22号から議案第29号までは質疑が終了いたしましたので、先ほど設置されました予算特別委員会へ付託することで、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないと認め、議案第22号から議案第29号については、予算特別委員会へ付託し、審査することと決定いたしました。

日程第10、議案第30号 令和8年度山北町水道事業会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第30号 令和8年度山北町水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和8年度山北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数4,424戸。

(2) 年間総給水量113万1,000立方。

(3) 1日平均給水量3,099立方。

(4) 主要な建設改良事業、配水設備工事1,719万8,000円。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益1億9,164万8,000円。

第1項水道営業収益1億5,267万7,000円。

第2項水道営業外収益3,897万1,000円。

支出。

第1款水道事業費用1億9,164万8,000円。

第1項水道営業費用1億8,196万4,000円。

第2項水道営業外費用596万2,000円。

第3項水道予備費372万2,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,276万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額607万1,000円、建設改良積立金2,590万6,000円、当年度分損益勘定留保資金5,078万6,000円で補填するものとする。）

2ページをお開きください。

2 収入。

第1款資本的収入6,302万9,000円。

第1項負担金187万5,000円。

第2項補助金2,105万4,000円。

第3項企業債4,010万円。

支出。

第1款資本的支出1億4,579万2,000円。

第1項増設改良費1億1,148万4,000円。

第2項企業債償還金3,430万8,000円。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的。水道事業債。

限度額。4,010万円。

起債の方法。普通貸借又は証券発行。

利率。5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間又は償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低金利に借り換えすることができる。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、3,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用と営業外費用との間の流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費2,931万2,000円。

他会計からの補助金。

第9条、簡易水道整備事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,105万4,000円である。

棚卸資産の購入限度額。

第10条、棚卸資産の購入限度額は、15万7,000円と定める。

令和8年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

それでは、議案第30号 令和8年度山北町水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

初めに、実施計画の明細書で御説明いたしますので、18、19ページをお開きください。

収益的収入でございます。

1款水道事業収益は、本年度1億9,164万8,000円で、前年度比397万2,000円の減でございます。

1項水道営業収益は、本年度1億5,267万7,000円で、前年度比308万2,000円の減でございます。

1目給水収益は、本年度、1億5,215万8,000円で、前年度比309万2,000円の減でございます。

なお、水道使用料につきましては、年々給水人口が減少していることや、節水器具の普及により減収傾向にあることから、減額計上といたしました。

2目その他営業収益は、本年度51万9,000円、前年度対比1万円の増でございます。

10節手数料は、指定給水装置工事の事業者証交付手数料が27件、設計審査及び工事検査は35件を見込んでおります。

20節他会計負担金34万6,000円は、一般会計より346基分の消火栓の維持管理費として繰入れをするものでございます。

2項水道営業外収益は、本年度3,897万1,000円で、前年度対比89万円の減でございます。

2目受取利息及び配当金は1,000円で、前年度同額でございます。

5目長期前受金戻入は3,897万円で、前年度対比89万円の減でございます。これは、減価償却費のうち、国や県補助金等を財源として取得した部分を収益化したものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

1款水道事業費用は、本年度1億9,164万8,000円で、前年度対比397万2,000円の減でございます。

1項水道営業費用は、本年度1億8,196万4,000円で、前年度対比721万5,000円の減でございます。

1目原水浄水費は、本年度2,814万4,000円で、前年度比67万2,000円の増でございます。主なものといたしましては、140節委託料122万4,000円は、上水道及び簡易水道等11か所の残留塩素等測定委託料などでございます。

180節修繕費400万円は、浄水場等の維持管理費でございます。

220節動力費1,780万円は、ポンプや施設等の電気料金で、230節薬品費240万9,000円は、次亜塩素酸ソーダ等の水道用薬品代でございます。

240節受水費は、透間地区の給水を小山町から受水しており、97万2,000円を見込んでおります。

続きまして、22、23ページをお願いいたします。

2目配水給水費は、本年度4,172万9,000円で、前年度対比132万3,000円の

減でございます。主なものといたしましては、140節委託料2,578万2,000円は、水質検査業務や施設の電気、機械設備の点検業務などの委託料でございます。

180節修繕費650万円は、年間を通して漏水修理などに係る経費を計上してございます。

190節工事請負費921万8,000円は、検定満期のメーター器を657か所交換する工事や、浄水場などの除草工事などでございます。

続きまして、24、25ページをお願いいたします。

3目総係費は、本年度2,232万5,000円で、前年度対比1,090万9,000円の減でございます。主な内訳といたしましては、10節報酬は、運営審議会委員10名分の報酬でございます。

20節給料から45節法定福利費引当金繰入額は、職員1名分の給与費を計上しております。

140節委託料279万1,000円は、メーター検針員の委託料を計上しております。

続きまして、26、27ページをお願いいたします。

170節使用料及び賃借料400万円は、会計システムや積算システムなどの使用料及びリース料でございます。

4目減価償却費は、建物、配水管などの構築物、機械及び装置など有形固定資産減価償却費で、本年度8,768万9,000円、前年度対比474万3,000円の増でございます。

続きまして、28、29ページをお願いいたします。

5目資産減耗費は、本年度207万7,000円、前年度対比39万8,000円の減で、令和8年度で交換予定のメーター器や通信設備改修などによる現有資産の除却費でございます。

2項水道営業外費用は、本年度596万2,000円で、前年度対比63万3,000円の増でございます。

1目支払利息は、本年度291万2,000円で、前年度対比63万3,000円の増でございます。

2目消費税につきましては、本年度300万円で、前年度同額でございます。

3項水道予備費は、372万2,000円でございます。

続きまして、30、31ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

1 款 1 項 1 目負担金は、水道加入負担金として 8 件分で、本年度187万5,000円を見込んでおり、前年度対比14万9,000円の減でございます。

2 目 1 目補助金は、本年度2,105万4,000円で、簡易水道整備事業のために一般会計から繰入れをするものでございます。

3 項 1 目企業債は、本年度4,010万円で、計装機器設備更新工事やポンプなどの更新工事の財源として借入れをするものでございます。

続きまして、32、33ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

1 款資本的支出は、本年度 1 億4,579万2,000円で、前年度対比1,207万6,000円の減でございます。

1 項の増設改良費は、本年度 1 億1,148万4,000円で、前年度対比852万3,000円の減でございます。

1 目の配水設備工事費は 1 億719万8,000円で、前年度対比788万9,000円の減でございます。

20節給料から45節法定福利費引当金繰入額までは職員給与費で、ポンプ更新などの工事量の増加により、2名分を計上しております。

190節工事請負費（構築物）は1,092万3,000円で、令和5年度より実施している清水東部の配水管敷設替え工事と、原耕地地区の給水管敷設替え工事を実施するものでございます。

205節工事請負費（機械及び装置）は7,438万2,000円で、通信設備の改修及びポンプ設備などの更新を行うものでございます。

34、35ページをお願いいたします。

3 目固定資産購入費は、本年度428万6,000円で、前年度対比63万4,000円の減でございます。これは、8年に一度、計量法により交換が義務づけられているメーター器665個分の購入費用でございます。

2 項企業債償還金につきましては、本年度3,430万8,000円で、前年度対比355万3,000円の減でございます。

続きまして、36、37ページをお願いいたします。

企業債明細書でございます。

下段の山北上水道4,010万円は、本年度新規の借入れ予定でございます。償還高の当年度償還高、支払利息を合わせますと、3,721万9,240円で、右のページの未償還残高につきましては、借入れ予定額を含め、1億1,557万2,248円でございます。

続きまして、38、39ページをお願いいたします。

本予算書の注記でございます。

ローマ数字のIの重要な会計方針から、次の39ページのIVのリース契約により使用する固定資産まで、記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、前に戻っていただきまして、13ページをお願いいたします。

令和7年度当初予定損益計算書前年度分でございます。

1、営業収益は、給水収益その他の営業収益を合わせまして、1億4,164万5,000円を見込んでおります。

2、営業費用は、(1)原水浄水費から(5)資産減耗費まで合わせまして、1億8,195万円で、営業収益から営業費用を差引きした営業利益は、マイナス4,030万5,000円でございます。

3、営業外収益は、(1)受取利息及び配当金から(3)雑収益まで合わせまして、3,986万5,000円でございます。

4、営業外費用は、支払利息と雑支出を合わせまして235万6,000円で、営業外収益から営業外費用を差し引きますと3,750万9,000円となり、経常利益はマイナス279万6,000円でございます。したがって、当年度純利益は同額のマイナス279万6,000円となり、前年度繰越利益剰余金が1,200万円、その他未処分利益剰余金変動額が5,199万3,000円、当年度未処分利益剰余金は6,119万7,000円でございます。

続きまして、14、15ページをお願いいたします。

令和7年度当初予定貸借対照表、前年度分でございます。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は、19億6,654万2,000円でございます。

続きまして、負債の部でございます。

3の固定負債から5の繰延収益を合わせた負債合計は、9億3,505万6,000

円でございます。

続きまして、資本の部でございます。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は、10億3,148万6,000で、負債資本合計は、19億6,654万2,000でございます。

続きまして、16、17ページをお願いいたします。

令和8年度当初予定貸借対照表、本年度分でございます。

資産の部は、1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は、19億5,665万3,000円でございます。

続きまして、負債の部でございます。

3の固定負債から5の繰延収益を合わせた負債合計は、9億2,488万8,000円でございます。

続きまして、資本の部でございます。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は10億3,176万5,000円で、負債資本合計は19億5,665万3,000円でございます。

続きまして、6ページにお戻りいただきまして、令和8年度当初予算キャッシュ・フロー計算書でございます。これは、水道会計の1会計期間における資金の動きを活動区別に示す計算書でございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に係る資金の状況を表しており、5,417万9,000円でございます。

2の投資の活動によるキャッシュ・フローは、企業債の償還金以外の資本的収支であり、マイナス8,248万4,000円でございます。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、資本的収入及び支出の企業債に対応しており、579万2,000円でございます。

資金増減額は、マイナス2,251万3,000で、令和8年度資金期首残高は2億1,948万4,000円、資金期末残高は、1億9,697万1,000円でございます。

続きまして、7ページから12ページまでは、給与費明細書でございます。

7ページの1、特別職につきましては、水道事業運営審議会委員10名分の報酬でございます。

2の企業職につきましては、職員3名分を計上してございます。

それ以降につきましては、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第30号について質疑に入りますが、質疑終了後、予算特別委員会に付託を提案しますので、本会議での質疑は、総括的、大綱的な質疑とさせていただきます。

それでは、質疑のある方、どうぞ。よろしいですか。

質疑がないので、議案第30号は、先ほど設置されました予算特別委員会へ付託することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないと認め、議案第30号は予算特別委員会へ付託し、審査することと決定いたしました。

日程第11、議案第31号 令和8年度山北町下水道事業会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第31号 令和8年度山北町下水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和8年度山北町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数3,118戸。

(2) 年間総汚水量191万3,980立方。

(3) 1日平均汚水量5,244立方。

(4) 主要な建設改良事業。(ア) 管路建設改良費2,338万6,000円。(イ)

流域下水道建設費2,242万円。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款下水道事業収益4億1,132万8,000円。

第1項下水道営業収益1億9,005万6,000円。

第2項下水道営業外費用2億2,127万2,000円。

支出。

第1款下水道事業費用4億1,132万8,000円。

第1項下水道営業費用3億8,748万5,000円。

第2項下水道営業外費用2,203万6,000円。

第3項下水道予備費180万7,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,855万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額335万8,000円、当年度分損益勘定留保資金9,519万5,000円で補填するものとする。）

収入。

第1款資本的収入1億2,318万7,000円。

第1項企業債3,680万円。

第2項他会計出資金7,751万8,000円。

第3項補助金834万3,000円。

第4項負担金12万8,000円。

第5項その他資本的収入39万8,000円。

支出。

第1款資本的支出2億2,174万円。

第1項建設改良費4,580万6,000円。

第2項企業債償還金1億7,593万4,000円。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的。公共下水道事業債、限度額1,500万円。流域下水道事業債、限度額2,180万円、計3,680万円。

起債の方法。普通貸借又は証券発行。

利率。5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該

見直し後の利率)

償還の方法。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、3,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用と営業外費用との間の流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費 1,459万3,000円。

他会計からの補助金。

第9条、事業運営及び建設改良事業のための一般会計からのこの会計へ補助を受ける金額は、1億5,298万7,000円である。

令和8年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

それでは、議案第31号 令和8年度山北町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

初めに、実施計画の明細書で御説明申し上げますので、19、20ページをお願いいたします。

収益的収入でございます。

1款下水道事業収益は、本年度4億1,132万8,000円で、前年度対比2,792万4,000円の増でございます。

1 項下水道営業収益は、本年度 1 億9,005万6,000円で、前年度対比 9 万 3,000円の減でございます。

1 目下水道使用料は、本年度 1 億9,000万円で、前年度と同額でございます。

4 目その他営業収益は、本年度 5 万6,000円で、前年度対比 9 万3,000円の減でございます。

10節の手数料は、指定工事店の手数料が 6 件で、責任技術者手数料は 8 件を見込んでおります。

2 項下水道営業外収益は、本年度 2 億2,127万2,000円で、前年度対比2,801 万7,000円の増でございます。

1 目受取利息及び配当金は、預金利息1,000円で、前年度同額でございます。

2 目補助金1,726万4,000円は、前年度対比1,526万4,000円の増で、雨水出水浸水想定区域図作成業務と、ストックマネジメント計画策定調査業務のための国庫補助金になります。

3 目他会計補助金は、一般会計からの繰入金7,546万9,000円で、前年度対比1,344万6,000円の増でございます。

5 目長期前受金戻入は 1 億2,853万8,000円で、前年度対比69万3,000円の減でございます。これは、減価償却費のうち、国や県補助金等を財源として取得した部分を収益化したものでございます。

続きまして、21、22ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

1 款下水道事業費用は、本年度 4 億1,132万8,000円で、前年度対比1,512万 4,000円の増でございます。

1 項下水道営業費用は、本年度 3 億8,748万5,000円で、前年度比2,079万 7,000円の増でございます。

1 目管渠費は、本年度4,077万7,000円で、前年度対比3,054万4,000円の増でございます。

主なものとしたしましては、190節委託料3,629万9,000円は、特定事業場の水質検査や雨水出水浸水想定区域図作成業務、ストックマネジメント計画策定調査業務の委託料などで、210節賃借料173万4,000円は、台帳管理システムなどのリース料となっております。

220節修繕費90万円は、マンホールなどの修繕が発生した場合にかかる経費を計上しております。

2目総係費は、本年度1,855万9,000円で、前年度対比1,243万6,000円の減でございます。

主なものといたしましては、10節給料から、23、24ページをお願いいたします。60節法定福利費引当金繰入額までは、職員2名分の給与費と下水道運営審議会委員10名分の報酬を計上してございます。

80節旅費から370節貸倒引当金繰入額までは、例年同様、必要経費を計上してございますが、本年度、2目総係費における委託料の計上はございません。

3目流域下水道維持管理費は、本年度9,944万1,000円、前年度対比339万1,000円の増で、排水量実績に伴い、酒匂川流域下水道の維持管理負担金が増となったものでございます。

続きまして、25、26ページをお願いいたします。

4目減価償却費は、本年度2億2,859万1,000円で、前年度比68万9,000円の減でございます。

5目資産減耗費は、本年度11万7,000円で、前年度対比1万3,000円の減でございます。マンホールポンプの更新による資産の除却費でございます。

2項下水道営業外費用は、本年度2,203万6,000円で、前年度対比596万1,000円の減でございます。

1目支払利息及び企業債取扱諸費は、本年度1,698万6,000円で、前年度対比96万1,000円の減でございます。

2目消費税及び地方消費税は、本年度500万円で、実績に基づき減額計上したものでございます。

3目雑支出は5万円で、前年度同額でございます。

4目下水道予備費は180万7,000円でございます。

続きまして、27、28ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

1款資本的収入は、本年度1億2,318万7,000円で、前年度対比1,167万3,000円の減でございます。

1項1目企業債は3,680万円で、前年度対比855万4,000円の減でございます。

各事業の財源として借入れをするものでございます。

2項1目他会計出資金は、本年度7,751万8,000円、前年度対比545万9,000円の減で、一般会計からの繰入金でございます。

3項1目国庫補助金は、本年度834万3,000円、前年度対比248万3,000円の増で、マンホール蓋の更新工事に伴う国からの補助金でございます。

4項1目受益者負担金は8件分で、本年度12万8,000円を見込んでおり、前年度対比2万円の減でございます。

5項その他資本的収入は、本年度39万8,000円、前年度対比12万3,000円の減で、広域水道企業団の分担金でございます。

続きまして、29、30ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

1款資本的支出は、本年度2億2,174万円で、前年度対比1,068万5,000円の減でございます。

1項建設改良費は、本年度4,580万6,000円で、前年度対比571万7,000円の減でございます。

1目管路建設改良費は、本年度2,338万6,000円、前年度対比602万8,000円の減で、公共ます整備工事、ぐみの木マンホールポンプ及び引込み計器盤更新工事、マンホール蓋更新工事の工事費でございます。

2目流域下水道建設費は、本年度2,242万円、前年度対比31万1,000円の減で、酒匂川流域下水道建設負担金でございます。

2項企業債償還金につきましては、本年度1億7,593万4,000円で、前年度対比496万8,000円の減でございます。

続きまして、31から36ページは、企業債明細書でございます。

35、36ページをお願いいたします。

償還高の当年度償還高、支払利息を合わせますと、1億9,291万8,385円で、右のページの未償還残高につきましては、本年度借入れ予定額を含め、14億1,943万3,271円でございます。

続きまして、37、38ページをお願いいたします。

本予算書の注記でございます。

ローマ数字のIの重要な会計方針から、次の38ページ、IVのリース契約に

より使用する固定資産まで、記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、前に戻っていただきまして、14ページをお願いいたします。

令和7年度当初予定損益計算書、前年度分でございます。

1、営業収益は、(1) 下水道使用料、(2) その他営業収益を合わせまして、1億7,287万6,000円を見込んでおります。

2、営業費用は、(1) 管渠費から(5) 資産減耗費まで合わせまして3億5,998万円で、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、マイナス1億8,710万4,000円でございます。

3、営業外収益は、(1) 受取利息及び配当金から、(5) 雑収益まで合わせまして、1億9,797万7,000円でございます。

4、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費と雑支出を合わせまして2,424万1,000円で、営業外収益から営業外費用を差し引きますと、1億7,373万6,000円となり、経常利益はマイナスの1,336万8,000円でございます。

したがって、当年度純利益は同額のマイナス1,336万8,000円となり、前年度繰越利益剰余金が1,700万円、その他未処分利益剰余金変動額が666万4,000円、当年度未処分利益剰余金は1,029万6,000円でございます。

続きまして、15、16ページをお願いいたします。

令和7年度当初予定貸借対照表、前年度分でございます。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は、49億138万3,000円でございます。

続きまして、負債の部でございます。

3の固定負債から5の繰延収益を合わせた負債合計は、40億8,010万円でございます。

続きまして、資本の部でございます。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は、8億2,128万3,000円で、負債資本合計は49億138万3,000円でございます。

続きまして、17、18ページをお願いいたします。

令和8年度当初予定貸借対照表、本年度分でございます。

資産の部は、1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は47億2,065

万2,000円でございます。

続きまして、負債の部でございます。

3の固定負債から5の繰延収益を合わせた負債合計は38億3,358万円でございます。

続きまして、資本の部でございます。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は、8億8,707万2,000円、負債資本合計は47億2,065万2,000円でございます。

続きまして、6、7ページにお戻りいただきまして、令和8年度当初予算キャッシュ・フロー計算書でございます。

これは、下水道会計の1会計期間における資金の動きを活動区分別に示す計算書でございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に係る資金の状態を表しており、9,767万6,000円でございます。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、企業債の償還金及び他会計からの収入以外の資本的収支であり、マイナス3,357万9,000円でございます。

7ページに移りまして、3の財務活動によるキャッシュ・フローは、資本的収入及び支出の企業債と他会計からの収入に対応しており、マイナス6,161万6,000円でございます。

資金増減額は248万1,000円で、令和8年度資金期首残高は1,456万3,000円、資金期末残高は1,704万4,000円でございます。

続きまして、8ページから13ページまでは給与費明細書でございます。

8ページの1、特別職につきましては、下水道運営審議会委員10名分の報酬を計上してございます。2の企業職につきましては、職員2名分を計上してございます。それ以降につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第31号について質疑に入りますが、質疑終了後、予算特別委員会に付託を提案しますので、本会議での質疑は、総括的、大綱的な質疑とさせていただきます。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第31号は、先ほど設置されました予算特別委員会へ付託することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないと認め、議案第31号は予算特別委員会へ付託し、審査することと決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了しましたので、散会といたします。お疲れさまでした。(午後2時56分)